

少子化対策特別部会（第10回）

平成20年 9月 5日（金）

15:00～17:00

厚生労働省 省議室（9階）

議 事 次 第

○ 議 事

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について

- ・ 最近の動きの報告
- ・ 関係者からのヒアリング

— ヒアリング出席者

- | | |
|---------------------------|---------|
| ○ 全国私立保育園連盟常務理事・御池保育所園長 | 木 原 克 美 |
| ○ 全国私立保育園連盟常務理事・たんぼぼ保育園園長 | 菅 原 良 次 |
| ○ 全国保育協議会会長 | 小 川 益 丸 |
| ○ 全国保育協議会副会長 | 西 田 泰 明 |
| ○ 全国保育協議会副会長・全国保育士会会長 | 御 園 愛 子 |
| ○ 日本保育協会理事・堀兼みつばさ保育園長 | 上 村 芳 夫 |
| ○ 日本保育協会常務理事 | 萩 原 英 俊 |

（以上、団体名五十音順）

[配付資料]

- 資料1 社会保障審議会少子化対策特別部会委員名簿
- 資料2 次世代育成支援をめぐる最近の動き
- 資料3 全国私立保育園連盟提出資料
- 資料4 全国保育協議会提出資料
- 資料5 日本保育協会提出資料
- 参考資料 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方
（概要及び本文）

社会保障審議会少子化対策特別部会委員名簿

氏名	所属・役割
○ 岩 淵 勝 好	東北福祉大学教授
岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
内 海 裕 美	吉村小児科院長
大 石 亜希子	千葉大学法経学部准教授
◎ 大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院教授
小 島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
清 原 慶 子	三鷹市長
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授
佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所教授
庄 司 洋 子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
杉 山 千 佳	有限会社セレーノ代表取締役
野 呂 昭 彦	三重県知事
福 島 伸 一	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
宮 島 香 澄	日本テレビ報道局記者
山 縣 文 治	大阪市立大学生活科学部教授
山 本 文 男	福岡県添田町長
吉 田 正 幸	有限会社遊育代表取締役

(注) ◎は部会長、○は部会長代理

(五十音順 敬称略)

次世代育成支援をめぐる最近の動き

目次

(1) 社会保障国民会議関係

- 社会保障国民会議 第三分科会 中間とりまとめ（概要）（平成20年6月19日）【P1】
- 社会保障国民会議 第三分科会 中間とりまとめ（本文）（平成20年6月19日）【P2】

(2) 社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～ 関係

- 5つの安心プラン（概要）（抜粋）【P11】
- 5つの安心プラン（本文）（抜粋）【P13】
- 主な課題の現状と21年度概算要求における対応【P17】

(3) 最近の主な動きと議論の一覧

- 保育を中心とした主な動きについて【P19】
- 「保育」をめぐる議論の動きについて【P20】

(4) 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）（抜粋）【P21】

(5) 地方分権改革推進要綱（第1次）（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）（抜粋）【P22】

(6) 規制改革会議中間とりまとめ（平成20年7月2日）関係

- 中間とりまとめ（保育分野抜粋）【P23】
- 中間とりまとめ（次世代育成関係全体）【P28】

(7) 各種調査結果等

- 保育所の状況（平成20年4月1日）等について【P50】
- 認定こども園に係るアンケート調査の結果について【P62】
- 「認定こども園の普及促進について」の公表について【P79】
- 放課後子どもプラン実施状況調査について【P84】

(8) 平成21年度予算概算要求の概要

- 平成21年度予算雇用均等・児童家庭局概算要求の概要【P93】
- 平成21年度保育対策関係予算概算要求の概要【P105】
- 平成21年度児童健全育成対策関係予算概算要求の概要【P107】
- 平成21年度母子保健対策関係予算概算要求の概要【P110】
- 平成21年度児童虐待防止対策関係予算概算要求の概要【P113】
- 平成21年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要【P117】
- 平成21年度母子寡婦福祉対策関係予算概算要求の概要【P122】

社会保障国民会議 ～「社会保障の機能強化」に向けて～（平成20年6月19日）

社会保障国民会議の概要

- 福田総理の指示の下、本年1月に設置（座長：吉川洋東京大学大学院経済学研究科教授）。
- 「所得確保・保障分科会」「サービス保障分科会」「持続可能な社会の構築分科会」の3分科会を設置。
- 国民会議では、給付やサービスのあるべき姿やそれを支える負担など「社会保障の将来像」が具体的に国民の目に浮かぶよう議論を進め、6月に中間とりまとめを公表、本年秋に最終とりまとめ予定。

持続可能な社会の構築（少子化・仕事と生活の調和）分科会 中間とりまとめ

1 少子化対策は未来への投資～状況はまったなし～

- 少子化対策は、子どもの健やかで個性豊かな育ちを大切にし、将来の担い手を育成する「未来への投資」
- 少子化の進行は、今後の我が国の経済成長や社会保障制度の持続可能な運営に大きな影響をもたらす。
- 基本は、就労と結婚・出産・子育ての「二者択一構造」の解決を通じた「希望と現実の乖離」の解消。
- 「仕事と生活の調和の実現」と「子育て支援の社会的基盤の拡充」を車の両輪として取り組むことが重要。

2 仕事と生活の調和の推進

- (1) 働き方の見直しと少子化 若者の就労による経済的自立可能な社会、父親も子育てできる社会の構築
- (2) 育児期の多様で柔軟な働き方 育児休業を取得しやすい環境づくり 育児期の柔軟な働き方の選択のための制度的対応の検討
- (3) 男性の育児参加 男性も子育てに取り組む意識改革と職場環境整備、男性の育児休業取得促進策の検討
- (4) 企業への浸透 仕事と生活の調和に取り組む意義・メリットに関する企業の理解の浸透 等

3 保育等の子育て支援サービスの充実

- (1) 利用者視点に立ったきめ細かな運用面での改善 例：保育所の入所決定手続における予約制の導入 等
- (2) 地域全体が支える、世代を超えて支える子育て支援 多様な主体の参画に向けた検討 等

4 市町村レベルでの施策の充実 住民サービスの差異の解消、地方の財源と裁量性の確保

5 少子化対策に対する思い切った財源投入と新たな制度体系の構築

- 諸外国に比して非常に小さい家族政策関係支出 国・地方を通じた財源確保を図り、大胆かつ効率的な財政投入を行いサービスの質・量の抜本的拡充（特に保育をはじめサービスの充実）を図るべき。
- 国民の希望する就労と結婚や出産・子育ての実現のための追加所要額は1.5～2.4兆円（一定の目安）。
- 負担を将来に先送りせず、重要な政策課題である少子化対策のために社会全体で広く負担を分かち合うことへの合意形成が必要。

社会保障国民会議
第三分科会(持続可能な社会の構築(少子化・仕事と生活の調和))
中間とりまとめ

1. 少子化対策は未来への投資 ～状況はまったなし～

子どもが愛され幸せに育つことは国民共通の願いである。

少子化対策は、子ども一人一人の健やかで個性豊かな育ちを大切にしつつ、将来の我が国の担い手の育成を図る「未来への投資」である。

現在の少子化の急速な進行の背景には、結婚、出産、子育てについての国民の希望と現実の乖離が存在している。少子化対策は、こうした国民の希望と現実の乖離を解消するための取組であり、国民一人一人が自らの望む生き方を選択し、それによって「安心感」や「幸福感」を得ることができるよう社会環境を整えていく営みにほかならない。

また、少子化の進行は、将来の労働力人口の減少という形で、今後の我が国の経済成長や年金制度をはじめ社会保障制度の持続可能な運営に大きな影響を及ぼす。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決は、女性の労働市場参加の実現と国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を通じて労働力人口の減少を緩和することにつながるものであり、将来の我が国の経済成長、社会保障全体の持続可能性という意味からも不可欠な課題である。

このように少子化対策は、「未来への投資」として、世代を超えて社会の構成員すべてがその役割を果たす、社会全体で取り組むべき課題である。少子化対策は、子どもの成長に応じて、雇用、保健、福祉に関わる問題はもとより教育費や住宅の問題など幅広い分野にわたる対応を必要とする取組であり、結婚、出産から子どもが成人に至るまで各段階の施策が省庁の縦割りを乗り越え切れ目なく講じられる必要がある。

1990(平成2)年のいわゆる1.57ショックを契機に、政府は出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、以来、エンゼルプランをはじめ総合的な少子化対策に取り組んできた。しかしながら、少子化の傾向に歯止めがかかる気配はない。また、子どもを生み育てる親など、施策を利用する者からも、国のこれらの対策の効果がスピード感をもって感じられない、ないしは施策の改善が実感されない、といった声が聞かれている。

第2次ベビーブーム世代が30歳代半ばにある現在、利用者のニーズを踏まえた更なる少子化対策の実現はもはや“まったなしの状況”である。

昨年12月には、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（以下「憲章」という。）及び仕事と生活の調和推進のための行動指針（以下「行動指針」という。）が策定された。重点戦略においては、国民の希望する結婚、出産、子育てを実現し、女性をはじめ、若者、高齢者等の労働市場参加を実現するため、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」とその社会的な基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支える社会的基盤の拡充）を車の両輪として同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠との方向が示されている。

こうした取組を軌道に乗せ、各地域、各家庭に安心感、幸福感をもたらすことができるよう、保育等の子育て支援サービスのきめ細かな改善を含め、利用者の視点に立った効果的な少子化対策を推進することが求められている。本分科会は、そのための方策について議論を行った。

2. 仕事と生活の調和の推進

（1）働き方の見直しと少子化

現在の急速な少子化の背景には、共働き家庭が増加する中、個人の置かれた状況に応じた多様な働き方が十分に選択できないことや生活の不安を抱える非正規雇用者の増大、正規雇用者の長時間労働といった働き方の二極化など、国民一人一人にとって、自らの望む生き方の実現を困難にしている「働き方をめぐる様々な課題」が存在している。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現は、結婚、出産、子育てについての国民の希望と現実の乖離を解消するにあたっての大前提ともいえる。

仕事と生活の調和の実現のためには、まず、若い人々が就労による経済的自立が可能な社会を構築し、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的な基盤が確保できるようにすることが必要である。そして、働く若い男女が出会い、新しい家庭に向けて愛を育むゆとりが持てることが重要なのは言うまでもない。

また、出産・子育て期において、女性が、子育てしながら働き続けることが困難であること、正規雇用者を中心に長時間労働の割合は依然として高く、男性の家事・育児時間が先進諸国の中で最低レベルであることなどの実態を解消し、父親も母親

ともに育児にあたるような社会、子どもと豊かな時間が持てる社会とする必要がある。

今後は、すべての働く者について、憲章及び行動指針に基づき、社会全体で働き方の見直しに取り組んでいく必要がある。少子化が進む中、経済社会の持続可能な成長のためには、企業も、その社会的責任を果たす立場からも、また現在及び将来の労働力確保としての側面からも、仕事と生活の調和に取り組んでいく必要がある。

(2) 育児期の多様で柔軟な働き方

出産前に仕事をしていた女性の7割が出産を機に退職しており、その中には、仕事と子育ての両立が難しかったために辞めた者が少なからず含まれている。その背景には、育児休業が取得しにくかったり、保育所の時間と勤務時間があわない、といった両立支援制度の使いにくさとともに、育児期にそれぞれの個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方を選べるようになっていないといった働き方についての問題がある。

子どもを持つ母親の働き方として望ましい働き方について尋ねたある調査によると、子どもが1歳半になるまでは、育児休業や子育てに専念することをあげる女性が多く、その後は短時間勤務、残業のない働き方を望むという回答が多い。しかしながら現状では、育児休業から復帰した後、直ちにフルタイム勤務をせざるをえないなど働き方に不安があることから、仕事と子育てを両立していく見通しを立てることが難しいという状況がみられる。

代替要員の確保など、育児休業を取得しやすい環境づくりを進めるとともに、育児休業から復帰した後の働き方として、例えば父母が保育所への送り迎えを余裕を持って行うことができるなど、子育ての時間が十分に確保され、子どもの成長や育児の状況に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるようにする必要がある。

このため、小学校就学前までの時間外労働、深夜業の制限や子どもの看護休暇などが制度としてあり、3歳までは勤務時間短縮等の措置を事業主が講じなければならないとされていることについて、一層周知していくとともに、これらを促進するための方策について制度的な手当も含めて検討を進めていくべきである。

また、子どもが病気になったときには気兼ねなく休めるような休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりも必要である。

(3) 男性の育児参加

働き方を見直し、男性の育児参加を促進することが極めて重要である。

妻からは夫が平日も育児・家事に協力してくれることが求められている一方、6歳

未満の子を持つ男性の一日平均の家事・育児時間はあわせて1時間程度と、先進諸国の中で最低レベルにある。また、子育て期の男性については週労働時間が60時間を超えるものの割合が2割前後と他の世代よりも高くなっており、父親の帰りが遅く、母親に子育ての負担が集中している。父親も母親もともに子育てに取り組むという意識改革と職場の環境整備が必要である。

また、男性の育児参加を進めるためには、生まれた直後から、子どもに接し、関われる時間を多く持つことが重要である。そのためには、意識改革とあわせ、育児期の柔軟な働き方の実現や男性の育児参加促進のための第一歩となる男性の育児休業取得の促進などを制度的な手当も含めて検討を進めていく必要がある。中でも、生まれた直後から男性が育児に関われるよう、男の産休（パタニティ休暇※）を普及させていくことが重要である。

※配偶者が産休中など出産直後の父親の休暇（育児・介護休業法上、配偶者の産休中も父親の育児休業取得が可能）

（4）企業への浸透

働き方の見直しを進めるためには、まずは職場において意識改革や柔軟な働き方を実践することが肝要である。

企業の中には、既に積極的に仕事と生活の調和に取り組んでいるところもあり、それぞれの企業の自主性、多様性を尊重しつつ自助努力を促し、そうした先進的な企業の取組を社会全体に広げていくことが必要である。とりわけ、企業と労働者が協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の改革に取り組むことが重要である。

そのためには、まず、仕事と生活の調和に取り組むことの意義、メリットについての企業の理解を広める必要がある。

実際に仕事と生活の調和に取り組んだ企業は、社員の定着率、満足度、仕事への意欲の向上、企業イメージの向上等を、その効果としてあげており、長い目で見ると、仕事と生活の調和の推進は企業の生産性を向上させる取組であるということができる。

しかしながら、現状は、特に中小企業において、仕事と生活の調和は、余裕のある企業だからできることであるという意識が根強く存在しており、こうした意識を払拭することが必要である。

このため、好事例の情報提供や仕事と生活の調和に取り組む方法論としてのメリット分析を行っていくことが重要である。

また、企業の自助努力を喚起するためには、それぞれの企業の取組の呼び水となるようなインセンティブも重要である。

現状においても、例えば次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定マークや労働時間の設定改善に取り組む企業への助成金などの支援策は存在するが、企業にとってのより強力、効果的な動機付けは、多くの国民が仕事と生活の調和に取り組む企業を評価し、当該企業の生み出す製品、サービスを消費者が積極的に選択するような機運が醸成されることにある。

現在、企業の次世代育成支援の行動計画の公表を義務づける次世代法の改正法案が国会に提出されているが、企業の次世代育成支援や仕事と生活の調和への取組状況が公開され、国民がこれに接することができるようにすることの意義は大きい。

仕事と生活の調和への取組はこれまで一部の先進的な企業にはみられたが、社会全体への広がりには乏しかった。この意味で、昨年12月、政労使の合意により憲章・行動指針が策定されたことは大きな前進であり、以上に述べたような企業へのメリットの普及やインセンティブの工夫などにより社会全体でその推進に取り組み、すべての企業に浸透させていくことが求められる。

3. 保育等の子育て支援サービスのきめ細かな改善（別紙参照）

（別紙は、利用者が保育等の子育て支援サービスを利用する際の課題について、その背景、解決の方向性を整理したもの）

（1）利用者の視点に立ったきめ細かな運用改善

エンゼルプランの策定以来、総合的な少子化対策が幾度も講じられてきた。その結果、サービスの量的な充足にはなお遠いものの、少子化対策の各種サービスのメニュー自体は、ある程度出そろっているのではないかと考えられる。しかしながら、こうしたこれまでの取組にもかかわらず、依然として解決すべき課題は多く、利用者からは、改善が実感できない、その効果が肌で感じられるものにはなっていないとの声が聞かれる。

制度、施策そのものは必要であり、時宜にかなったものではあるが、これが現場で実際に利用される場面において、使いやすいものになっていないため、以下のとおり、利用者の直面している課題の解決の十分な手助けになっていない事例もみられる。

【保育所をめぐる問題】

「保育所が一杯で入れないため、職場復帰できない、あるいは退職せざるをえない」、「入所の通知が遅すぎる」、「4月に定員が埋まってしまい、年度途中入所が難しいために4月にあわせて育児休業を切り上げざるをえない」、「他の保育サービス

の選択肢が少ない」、「子どもが病気のとくに預かってもらえるところがない」など。

【放課後児童クラブなど小学生以上が対象のサービスの問題】

「利用希望が多いクラブには入れない」、「利用時間がニーズに合っていない」、「小学校3年生までしか利用できないクラブが多い」、「放課後児童クラブ(厚生労働省)と放課後子ども教室(文部科学省)の連携が不十分」など。

利用者である子ども自身や親にとって安心して使いやすいサービスにするために、サービスの質・量の抜本的な拡充を図るとともに、あわせて、新たな制度体系の構築を断行する必要があるが、まずは、こうした利用者からの声にこたえ、現場レベルのきめ細かな運用改善をできるところから速やかに手をつけていくことが必要である。

(2) 地域全体が支える、世代を超えて支える子育て支援

子育てには時間と人手がかかるが、それだけに得られる幸福感も大きい。

しかしながら、地域での子どもとのふれあいの減少などにより、親になるまでに子育てに肯定的な感情を持ってないこと、親になっても、子育てについて身近に悩みを相談する相手がないことなどから、親が子どもとのきずなを見いだせない、子育ての負担面ばかりを感じがちであるといったケースが増えてきている。子どもに関わる豊かな時間を生み出し、子どもと一緒に暮らし、子どもとともに親も成長する充実感、子育ての本当の楽しさを実感できるような子育て支援が必要とされてきている。

子育て支援は地域が支えることが重要である。町内会・自治会、NPOなどの市民団体や、企業、シニアや若者をはじめとする地域住民など、多様な主体が担い手となって、地域全体が子育てに関われるような支援、子育て家庭のリスクにもきめ細かに対応できるような地域のネットワークが必要である。子育て支援のサービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が大半を占めているものがあり、新規参入のNPO等が参入しづらい現状がある。このため、今後、担い手の育成という視点も含め多様な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。地方公共団体における政策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画し得る方策を探るべきである。

また、親自身が、やがて支援側に回れるような循環を地域に生み出し、高齢者も含めた地域の力(例えば地域の「社会的祖父力・祖母力」の活用による世代間交流)などを有効に引き出すことができるよう、子育てに優しいまちづくりの視点も含めた環境づくりが必要である。多子世帯に配慮した支援なども重要である。

これからの子育て支援は、すべての家庭を対象に、子ども自身の視点に立つとともに、親の主体性とニーズを尊重し、子育てが孤立化しないように、子ども自身と親

の成長に寄り添う形で支援することが重要である。

幼少期から長期的展望に立って子育てに関心を持つ、「心を育てる」取組を幅広く進めるとともに、子どもを持ち、育てる喜びを認識し、共有するための情報発信にも力を入れていくことも必要である。

4. 市町村における施策の着実な実施

少子化対策の各種施策の多くは地方公共団体、特に市町村が担い手となっている。それぞれの地域の住民が少子化対策の各種施策の効果を十分に享受できるかどうかは、基礎的な自治体として住民に直接接し、施策を実施している市町村の取組によるところが極めて大きい。

一方、少子化対策の各種施策の中には、市町村によって取組格差が大きい施策もある。地方分権の時代にあって、どういった施策をどの程度実施するかは基本的には市町村の判断すべき事柄ではあるが、その一方で、どの地域に住んでいるかによって、利用することができる住民サービスの内容に著しい差異が生じている状態は望ましいことではなく解消することが必要である。

例えば保育の場合、住んでいる地域によって、希望すればすぐに保育所に入所できる場所もあれば、そうではない場所もある。放課後児童クラブなども同様である。

一方、地域特性に対応する必要があるなど柔軟性が求められるサービスは、地方公共団体の財源確保に配慮し、地方公共団体の裁量性を確保する必要がある。

また、保育所と幼稚園や放課後子どもプラン（放課後児童クラブ、放課後子ども教室）など関係省庁で行政が密接に連携し合うべきものについては、現実の利用者のニーズに即した事業展開を図るため、ニーズの多様化に柔軟に対応し、現場の声を十分踏まえつつ、統合・一本化すべきところは統合・一本化し、共同の取組を推進すべきである。

保育所の施設設備に関する最低基準や「保育に欠ける」入所要件の見直しなども、速やかに検討し、すべての子育てをする利用者や子ども達のニーズを踏まえ、速やかに結論を得る必要がある。

5. 少子化対策に対する効果的な財政投入と新たな制度体系の構築

家族関係社会支出の対GDP比をみると、欧州諸国が2～3%であるのに対し、

我が国は1%未満と著しく小さい。社会保障全体に占める家族関係社会支出の割合を比較してみても同様である。

少子化対策の財政的な規模の小ささは、長年解消しない待機児童の問題や貧弱な各地域における少子化関連施策のサービスの整備状況に端的に現れている。

現状において全国どこに住んでいてもニーズに応じて必要なサービスが受けられる状況になっていないことはもちろん、少子化の状況が将来の年金の給付水準に直結することなどからも明らかなどおり、少子化対策は、我が国の将来の社会保障の持続可能性の根幹に関わる政策である。

こうした点にかんがみると、少子化対策については、国が責任をもって国・地方を通じた財源の確保を行った上で、大胆かつ効果的な財政投入を行い、サービスの質・量の抜本的な拡充を図るための新たな制度体系を構築することが不可欠である。その際、制度の効率的な運営にも努めるべきである。また、子育てに関わる経済的支援も重要であるが、まずは緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実に優先すべきである。

重点戦略は、仕事と生活の調和の実現と、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの追加所要額は1.5兆円～2.4兆円と推計している。これは、今後必要となる財源の一定の目安であるが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、さらには社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に要する費用などは含まれていないことに留意すべきである。

以上のような更なる財政投入のためには、負担を将来に先送りせず、重要な政策課題である少子化対策のために社会全体で広く負担を分かち合うことの合意形成が必要である。我が国の少子化の状況は、もはや猶予を許す状況にはない。質量の抜本的拡充と制度体系の構築、負担についての国民的な合意形成が速やかに進められる必要がある。

このまま少子化の流れが続くことは、結婚、出産、子育てについての国民の希望が実現しないだけでなく、我が国の経済、年金や医療、介護といった社会保障全体の持続可能性を脅かすことになる。積極的に少子化対策に財政投入をしている国は、現に、少子化に歯止めがかかっていることを踏まえ、我が国においても少子化対策に優先的に取り組む必要がある。

保育等の子育て支援サービスに関する課題・背景と解決の方向性

(注) 青・・・予算に関連 緑・・・制度改正 赤・・・通達等で対応

課題

背景

解決の方向性

(保育サービス等)

- 希望しても認可保育所に入れない
- きょうだいが多岐の保育所になったり、延長保育がどちらかにしか認められない場合がある。
- 年度途中の入所が難しく、育児休業を切り上げざるをえない。
- 保育所の入所の可否が分かる時期が遅い。
- サービス内容が、働く親のニーズに合っていない。

- 保育サービスの量が不十分であるため、
 - ・ 認可保育所を利用できない、また、希望した保育所に入所できない
 - ・ 年度当初に定員が埋まってしまう
 - ・ 利用者の公平性を重視すると入所の可否決定が遅くなる
 といった問題が起こっている。
- 働き方が多様化している中で、保育所の入所要件や開所時間が実態に合っていない面がある。

- 市町村における好事例(※)を収集・整理し、各自治体に周知することにより運用の改善を促すことを検討。

※事項の候補

- ・ きょうだいの取扱い ・ 入所決定手続(予約制等)
- ・ 行事の開催 ・ 学校や放課後児童クラブとの関係に配慮した立地
- 国・地方を通じた必要な財源を確保し、サービスの質・量の抜本的拡充を図る。
- 育児休業と保育の切れ目ない支援を行うため、家庭的保育など保育サービスの提供方法の多様化を図る。
- 新たな次世代育成支援の制度体系の構築の検討のなかで、サービス提供の仕組みについて検討。

- 子どもが病気になっているときに預ける場所がない。
- 子どもが病気のときに、休みを取りにくい。
- 保育所で子どもが病気になっても、すぐに迎えに行けない

- 病児・病後児保育サービスが不足している。
- 看護休暇を取ることが難しい。

- 国・地方を通じた必要な財源を確保し、サービスの質・量の抜本的拡充を図る。
- 体調不良児への対応等の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保、実績も評価した補助に努める。
- ファミリーサポートセンターと緊急サポートネットワーク事業の機能を見直し緊急サポート機能を拡充。
- 使いやすい看護休暇制度の検討。

- 認定こども園制度が普及していない。

- 認定こども園について、認定等に係る事務処理や会計処理が複雑であるとの指摘がある。
- 補助金申請等の一本化や、既存の財政支援のあり方についての指摘。

- 現在実施している実態調査(6月とりまとめ)を踏まえた改善方策を夏頃を目途にとりまとめる。
- 局長クラスの検討会議を発足済み。
- 認定こども園制度のあり方について、総合的な検討を行う。

(放課後児童クラブ・放課後こども教室)

- 利用を希望しても利用できない場合がある。
- 保護者の就労をカバーできるだけの開所時間の確保など、多様なニーズに対応できるサービスの提供ができていない。
- 1クラブ当たりの利用児童数が増加することにより、特に大規模クラブにおいて一人一人の子どもに目が行き届かない場合もある。
- 両事業の連携が不十分

- サービスの量が不十分であるため、
 - ・ 希望しても利用できない場合がある
 - ・ 多様なニーズに対応したサービス提供が難しい
 - ・ クラブにおいては支援の必要性の高い小学校低学年の児童を優先せざるを得ない
 - ・ 多くの児童を利用させるため、クラブが大規模化する
 といった問題が起こっている。
- また、学校の余裕教室等の利用について、学校側の理解が得にくい場合があることなどから、両事業の連携が進んでいない。

- 多様なニーズに対応できるよう、各市町村における好事例(※)を把握し、各自治体に周知することにより、運用の改善を促すことを検討。

※ 事項の候補

- ・ 学校の余裕教室の活用 ・ 開所時間の延長
- ・ 小学校4年生以降の受入 ・ 長期休暇の対応
- ・ 放課後児童クラブと放課後こども教室との連携
- 国・地方を通じた必要な財源を確保しサービスの質・量の抜本的拡充を図る
- 大規模クラブの規模の適正化を図る。

(地域における子育て支援)

- 子育て世帯が地域から孤立化している。
- 各種子育て支援サービスが住民に周知されていない。
- サービスの担い手としてのNPOの育成が進んでいない。

- 子育て中の親が気軽に相談等のできるサービスの拠点が地域に不足している。
- 子育て支援サービスの情報提供が不十分。
- NPO等と行政の意識の差、人材育成や財源確保等に課題があり、両者の協働が進んでいない。

- 地域子育て支援拠点事業に関して、担い手を増やす上で重要となる好事例の紹介や事業実施に向けた解説を内容とする啓発用パンフレットを作成予定。
- 次世代育成支援のための市町村及び都道府県後期行動計画(平成22年度～5年間)の策定にあたり、多様な主体の参画・協働による地域の子育て支援の推進について、策定指針(本年夏目途に策定予定)に盛り込む方向で検討中。
- 国・地方を通じた必要な財源を確保しサービスの質・量の抜本的拡充を図る

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～ 5つの安心プラン ～ (概要) (抜粋)

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生き育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会

5 厚生労働行政に対する信頼の回復

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実の乖離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等 (※)集中重点期間(平成20~22年度)の目標

1 保育サービス:顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26%(※10年間で20%→38%)に引き上げる。

2 放課後児童クラブについても、サービスの提供を受ける児童の割合を32%(※10年間で19%→60%)とすることを目標し、放課後児童クラブの緊急整備を行う。

※ これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要(そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当)

《1 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅰ) ~認定こども園の抜本的改革》

○「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討(21年度要求)

○国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化の推進(21年度要求)

○認定こども園の制度改革(20年度中に結論を得る)

《2 新待機児童ゼロ作戦の推進(Ⅱ) ~保育サービス等の拡充》

○待機児童が多い地域(首都圏、近畿圏、沖縄等)を中心とした保育所の緊急整備、分園の緊急整備(21年度要求)

○延長保育の充実(21年度要求) ○病児・病後児保育の充実(21年度要求)

○「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童クラブ等の設置促進(21年度要求) ○家庭的保育(保育ママ)の制度化のための児童福祉法等改正

《3 育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援》

○一時預り事業等の拡充(21年度要求)

○社会的養護体制等の拡充(21年度要求) ○障害児・発達障害者支援の充実

○各種子育て支援事業等の制度化のための児童福祉法等改正 など

《4 兄弟姉妹のいる家庭等への支援》

○保育料の軽減の検討 ○育児・介護休業法の見直しの検討(子の看護休暇制度の充実)

○兄弟姉妹の同じ保育所への優先入所(20年度)、○住宅における支援(20年度) など

《5 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築》

○税制改正の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討

《6 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組》

等

②仕事と生活の調和の実現

○「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進(21年度要求) ○仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成支援(21年度要求)

○育児・介護休業法の見直しの検討(育児期の短時間勤務制度の強化等) など

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～ (本文)(抜粋)

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実の乖離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等

希望するすべての人が安心して子どもを育てながら働くことができる社会を実現する「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間^(※)の取組を推進するほか、様々な家庭における子育てを支える社会的基盤の整備を推進する。

(※)集中重点期間(平成20～22年度)の目標

1 保育サービス

○顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26%（※10年間で20%→38%）に引き上げる。

2 放課後児童クラブ

○放課後児童クラブについても、その提供を受ける児童の割合を32%（※10年間で19%→60%）とすることを目指し、放課後児童クラブの緊急整備を行う。

※これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要（そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当）

《1 新待機児童ゼロ作戦の推進（Ⅰ）～認定こども園の抜本的改革》

【21年度における当面の対応（概算要求予定）】

〔「こども交付金」の創設等〕《厚生労働省、文部科学省》

○集中重点期間の緊急整備のための資金等からなる「こども交付金」を創設し、国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を検討

○国・都道府県・市町村を通じた交付金の申請・執行の一本化の推進

【制度的な見直しを検討】

〔認定こども園の制度改革〕《内閣府、厚生労働省、文部科学省》

○地方公共団体、利用者等の関係者の意見を踏まえた認定こども園の制度改革に向けた検討（平成20年度中に結論を得る）

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔二重行政の解消〕《厚生労働省、文部科学省》

○会計処理、監査事務の簡素化、制度の普及啓発を図るガイドライン整備等の運用改善策のとりまとめ・推進による二重行政の解消

《2 新待機児童ゼロ作戦の推進（Ⅱ）～保育サービス等の充実》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討（概算要求予定）】

〔待機児童が多い地域（首都圏、近畿圏、沖縄等）を中心とした重点支援〕《厚生労働省、内閣府》

○従来からの保育所定員の増員に加えて、自治体の積極的取組による認可保育所の緊急整備を促進するための支援、分園の緊急整備のための支援、認可保育所の設置等を促進するための沖縄の特別対策（20年度中の対応も検討）等の実施

〔保育サービスの提供手段の多様化〕《厚生労働省、文部科学省》

- 家庭的保育(保育ママ)の大幅な拡充、事業所内保育施設の地域への開放・助成期間の見直し
- 事業所内保育施設や自治体単独の保育施設等を活用した休日・夜間保育の促進
- NPO等の多様な主体による地域子育て支援・一時預かりの支援・奨励
- 幼稚園における預かり保育等の支援・奨励

〔延長保育の充実〕《厚生労働省》

- 保育所の開所時間の延長の促進

〔病児・病後児保育の充実等〕《厚生労働省》

- 病児・病後児保育の実施箇所の増加、保育所への看護師の配置の推進
- ファミリー・サポート・センターの機能強化(病児・病後児の預かり等)

〔保育の質の向上〕《厚生労働省》

- 保育士資格保有者の再就職支援のための研修等の実施

〔「放課後子どもプラン」の推進〕《厚生労働省、文部科学省》

- 「放課後子どもプラン」等に基づく放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置促進

〔放課後児童クラブの質の改善〕《厚生労働省》

- 大規模クラブの解消、開設時間の延長等

【制度的な見直しを検討】

〔家庭的保育(保育ママ)の制度化〕《厚生労働省》

- 家庭的保育(保育ママ)の制度化について、児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔「放課後子どもプラン」の更なる一本化〕《内閣府、厚生労働省、文部科学省》

- 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の更なる一本化の方向での改善策の検討

〔子育てサービス利用における運用改善〕《厚生労働省》

- 保育所入所決定時期の早期化を図る予約制の導入により年度当初以外の入所を可能とする等利用者の立場に立った取組の推進
- 放課後児童クラブの先進的な取組事例の収集・周知

《3 育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔一時預かり事業等の拡充〕《厚生労働省》

- 地域密着型の一時的預かり事業、地域子育て支援事業の拡充
- 生後4か月までの全戸訪問事業等の全市町村での実施の推進

〔子ども一人一人の子育て支援〕《厚生労働省》

- 子ども一人一人の子育て支援をコーディネートする支援員の養成
- 地域子育て支援拠点の活用による地域ぐるみの子育て支援の促進

〔社会的養護体制等の拡充〕《厚生労働省》

- 児童養護施設の小規模化、一時保護所を含めた児童相談所の体制強化等の推進

〔発達障害者支援等の充実〕《厚生労働省》

- 発達障害者個々人に応じた支援計画の実施状況の調査や評価等を実施する事業を拡充

〔地域における家庭教育支援基盤の形成〕《文部科学省》

- 「家庭教育支援チーム」の設置による、家庭教育支援基盤形成の促進

【制度的な見直しを検討】

〔各種子育て支援事業の制度化等〕《厚生労働省》

- 一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、生後4か月までの全戸訪問事業、ファミリーホーム事業(虐待を受けた子ども等を養育者の住居で養育する事業)の制度化、子どもを守る地域ネットワークの機能強化等を内容とする児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す

〔障害児支援・発達障害者支援等の充実〕《厚生労働省》

- 障害の早期発見・支援、卒業後の就労や地域生活に向けた支援、障害児施設の在り方などについて見直し
- 発達障害者支援の専門的人材の養成、個々人に応じた支援計画の作成等の支援提供体制の整備、児童思春期精神科医療の現地研修実施等による充実

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔子育て支援サービス利用における運用改善〕《厚生労働省》

- 地域子育て支援拠点事業の啓発パンフレットの作成・配布、多様な主体の参画の促進

〔商店街におけるサービス〕《経済産業省》

- 商店街振興組合等による空き店舗を活用した高齢者と子どもが触れあう育児施設等の設置・運営への支援

〔子どもの事故防止〕《経済産業省》

- 子どもの事故情報の収集・分析等により事故防止対策を図る「安全知識循環型社会構築事業」の推進

《4 兄弟姉妹のいる家庭等への支援》

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔保育料等の軽減〕《文部科学省》

- 幼稚園における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討
- 幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。

〔教育費負担の軽減〕《文部科学省》

- 独立行政法人日本学生支援機構による奨学金事業の推進
- 私立の高等学校等における経済的理由から授業料の納付が困難な者に対する授業料減免への支援
- 家計の負担が大きい高校生・大学生の教育費負担の軽減等のため、税制上の措置を検討

〔住宅における支援〕《国土交通省》

- 子育て世帯へも供給可能な借上公営住宅制度、地域優良賃貸住宅制度の拡充

【20年末までに対応を検討】

〔保育料の軽減〕《厚生労働省》

- 保育所における、兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減措置の一層の拡大の検討

【制度的な見直しによる対応を検討】

〔育児・介護休業法の見直し〕《厚生労働省》

- 子の看護休暇制度を子ども的人数に配慮したものとする等の育児・介護休業法の見直しの検討を進め、必要な措置を講ずる

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔兄弟姉妹のいる家庭が利用しやすいサービスの工夫〕《厚生労働省》

- 地域の事情にも配慮した兄弟姉妹の同じ保育所への優先入所の推進
- 保育所等を活用した放課後児童対策の奨励

〔住宅における支援〕《国土交通省》

- 大規模公営住宅団地の建て替え時の保育所等の併設の促進、公的賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する安心住空間創出プロジェクトの推進
- 高齢者等の住み替え支援制度を通じ、高齢者等が所有する住宅を子育て世帯へ供給する取組を支援(再掲)
- UR賃貸住宅における子育て世帯とその支援世帯の近居が可能となるような優遇措置の実施
- 住宅金融支援機構の証券化支援事業(フラット35)における親子リレー返済制度の推進

〔その他〕《内閣府、警察庁》

- 「子どもと家族を応援する日本」功労者表彰において、兄弟姉妹のいる世帯への支援に関する視点を考慮
- 安全性に配慮した幼児2人を同乗させることができる自転車の要件、開発可能性等の検討

《5 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築》

【税制改正の動向を踏まえ検討】

〔包括的な次世代育成支援の枠組みの検討〕《厚生労働省》

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づき、税制改革の動向を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組みについて検討

【平成20年中に対応】

〔保育サービスの規制改革〕《厚生労働省》

- 子どもの福祉への配慮を前提に利用者の立場に立って検討し、平成20年内に結論

《6 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組》

〔児童生徒の社会保障に関する理解〕《文部科学省》

- 小・中学校の学習指導要領の改訂(平成20年3月)を踏まえ、社会保障に関する理解を深めるための取組を推進

②仕事と生活の調和の実現

子育て中の多様な働き方等を実現するために、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組を推進するとともに、育児・介護休業法等の見直しの検討等を行う。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進等〕《内閣府》

- シンボルマーク、キャッチフレーズ、各種シンポジウム等の啓発イベントの有機的な連携による官民一体の国民運動の展開

〔仕事と生活の調和推進アドバイザーの養成支援〕《厚生労働省》

- 企業に対する相談・助言を行うアドバイザーの養成支援

〔業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定〕《厚生労働省》

- 所定外労働時間が長い業種、年休消化率の低い業種について、業界団体において、業種特性を踏まえたプランの策定とその普及促進

〔仕事と生活の調和を推進する都市〕《厚生労働省》

- 仕事と生活の調和を推進する都市の指定と支援

〔「仕事と生活の調和推進企業ネットワーク」(仮称)の構築〕《内閣府》

- 仕事と生活の調和に取り組む企業の社会的評価の向上を図るため、関係府省からの情報提供と企業間の情報交換ができるネットワークの構築

【制度的な見直しを検討】

〔次世代法による企業の次世代育成支援対策の促進〕《厚生労働省》

- 中小企業における一般事業主行動計画の策定の促進等を内容とする児童福祉法等改正法案の臨時国会への再提出を目指す

〔育児・介護休業法の見直し〕《厚生労働省》

- 育児期の短時間勤務制度の強化、男性の育児休業取得の促進等について、育児・介護休業法の見直しの検討

【20年度における事業実施、運用改善等】

〔中小企業への支援〕《経済産業省》

- 中小企業における事業所内託児施設の整備に必要な資金の融資
- 「仕事と生活の調和」に対応した経営の先進事例の調査と成果の普及を通じた中小企業経営者の意識喚起

5つの安心プラン 主な課題の現状と21年度概算要求における対応 (抜粋)

「3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」 1,262億円(20年度932億円)

保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤の整備

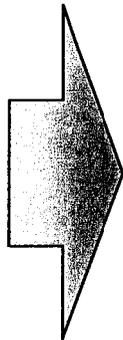
[現状と課題]

《認定こども園、新待機児童ゼロ作戦》

[21年度概算要求における主な具体的施策]

17

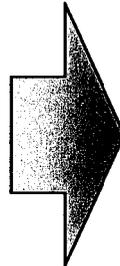
- 評価が高い一方で普及が十分でない認定こども園
 - ・ 認定数 229施設(H20.4)
 - ・ 施設や保護者からの評価は高い一方で、会計処理や申請手続きの重複、省庁間や自治体部局間での連携等について改善を求める声(H20認定こども園に係るアンケート調査結果)
- 解消の加速化が求められる保育所待機問題
 - ・ 待機児童数 2.5万人(H14) → 1.8万人(H19)
 - ・ 待機児童数の7割は0～2歳児、また、首都圏、近畿圏等の大都市部や沖縄に待機児の7割が集中
 - ・ 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、3歳未満児の保育サービスの提供割合を20%→38%に引き上げる必要(新待機児童ゼロ作戦によるH29年の目標)
 - ・ 家庭的保育利用児童数 12市区町村 331人(H19)
- 質量ともに不足する放課後児童対策
 - ・ 放課後児童クラブを利用できなかった児童数 1.4万人(H19)
 - ・ 放課後児童クラブ(小1～3)の提供割合を19% → 60%に引き上げる必要(新待機児童ゼロ作戦によるH29年の目標)
 - ・ 放課後児童クラブ、放課後子ども教室とも未実施の小学校区割合 24.4%(H19)
 - ・ 71人以上の大規模クラブの割合 14.7%(H19)



- 認定こども園の設置促進等 78億円
 - ・ 「こども交付金」の創設による幼稚園、保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援の実施等《新規》
- 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大(次世代育成支援対策施設整備交付金215億円の中で対応)
 - ・ 待機児童数が多い市町村を中心として、定員増を伴う民間保育所の整備を重点的に支援
- 保育サービスの提供手段の多様化 64億円
 - ・ 家庭的保育(保育ママ)の大幅な拡充
 - ・ 事業所内保育施設に対する助成措置について、助成期間の延長、地域への開放の促進
- 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進 279億円
 - ・ 放課後児童クラブの受入れ児童数の集中重点的な増、大規模クラブの解消等の緊急重点整備を実施

《すべての子育て家庭への支援》

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援基盤整備の全国的な普及
 - ・ 生後4か月までの全戸訪問事業実施市町村数 1,063市町村(全体の58.2%) (H19)
 - ・ 地域における子育て支援拠点数 4,117か所(H18) [対中学校区比40.4%]
 - ・ 一時預かり(一時保育)事業所数 6,304か所(H18) [対中学校区比61.7%]
- 虐待を受けた子どもに対する家庭的な養護の整備
 - ・ 児童養護施設の約7割が大舎(1舎20人以上)制
 - ・ 児童養護施設の小規模化実施率(H18)
 - 小規模グループケア 50.8%(284か所)
 - 地域小規模児童養護施設 21.1%(118か所)
 - ・ 里親委託率 9.4%(H18) → H21目標 15%
- 地域支援体制の確立が求められる発達障害者対策
 - ・ 発達障害者支援センター61か所(3指定都市で未整備)



- 地域における子育て支援拠点の拡充、子育て支援事業の充実 146億円
 - ・ 子育て支援拠点の身近な場所への設置と機能拡充
 - ・ 地域の利便性の高い多様な場における一時預かりの推進《一部新規》
 - ・ 地域力を活用した子育て支援に参画する者の養成など地域子育て支援の推進
- 家庭的養護の推進など社会的養護体制等の拡充 243億円
 - ・ 児童養護施設等における小規模ケアの推進、ファミリーホームの推進や里親支援体制の充実等家庭的養護の推進
- 発達障害者の地域支援体制の確立 2.5億円
 - ・ 発達障害者の乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うための、個別支援計画の実施状況の調査・評価と適切な助言の実施

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

[現状と課題]

- 子育て世代の男性を中心とした長時間労働
 - ・ 週に60時間以上就労する雇用者割合(男性) (H19)
 - 30歳代 20.2% 40歳代 19.5% (全年齢 10.3%)
- 男性の低い育児の参加度合い
 - ・ 男性の育児休業取得率 1.56%(H19) (取得したいと考えている男性労働者は約3割)
 - ・ 6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間 1日当たり(土日含む)60分(H18) → H29目標150分



[21年度概算要求における主な具体的施策]

- 仕事と生活の調和の実現 3億円
 - ・ 業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定の支援《新規》
 - ・ 企業に対する相談・助言を行う「仕事と生活の調和推進アドバイザー(仮称)」の養成《新規》

保育を中心とした主な動きについて

平成19年12月25日 規制改革会議・第2次答申

12月26日 社会保障審議会・少子化対策特別部会 発足

平成20年1月29日 第1回 社会保障国民会議 開催

2月15日 経済財政諮問会議(新雇用戦略に関連して保育について議論)
○ 「新待機児童ゼロ作戦」を進める旨の総理指示

2月27日 「新待機児童ゼロ作戦」の策定・公表

3月4日 児童福祉法等の一部改正する法律案(家庭的保育の制度化等)を閣議決定

3月25日 「規制改革推進のための3か年計画(改定)」閣議決定

4月23日 経済財政諮問会議(新雇用戦略に関連して保育について議論)
○ 保育の規制改革について年内に結論
○ 保育の量的拡充・質の向上に係る財源のあり方について検討することで一致

5月20日 少子化対策特別部会
○ 「次世代育成支援のための新たな制度体系の検討に向けた基本的考え方」を取りまとめ

5月23日 経済財政諮問会議(認定こども園改革)
○ こども交付金(仮称)を含め改善策を夏頃目途に取りまとめ

5月28日 地方分権改革推進委員会 第一次勧告

5月29日 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」衆議院で可決
○ 衆・厚労委委員会審議 5月23日、28日

6月20日 地方分権改革推進要綱(第1次) (地方分権改革推進本部決定)

6月27日 経済財政改革の基本方針2008について (閣議決定)

7月2日 中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起 (規制改革会議)

「保育」をめぐる議論の動きについて

1 経済財政諮問会議における議論の動き

【保育関係（4月23日）】

- ◆ 利用者の立場に立ち、保育サービスの規制改革を行う
 - ① 保育サービスを「措置」から利用者の「選択」に転換する
 - ② 認定こども園等の「二重行政」を解消する
 - ③ 保育所の調理室必置や面積等の最低基準を地域に委ねる
 - ④ 保育ママ制度の資格要件を緩和する

◆ 財源のあり方を議論する

「新待機児童ゼロ作戦」によって、3歳未満児15万人の保育サービスを増やすためには、財源の手当てが不可欠である。サービスの効率化を進めるとともに、それでも不足する保育サービスの量的拡充・質の向上のための費用については、税制の抜本改革に向けて、財源のあり方の議論を行うべきである。

【福田総理発言】

- 長年の懸案がある保育サービスに係る規制改革については、利用者の立場に立って、年内に結論を出してほしい。
- 財源の在り方は、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討することとしたい。

【認定こども園関係（5月23日）】

- ◆ 厚生労働省と文部科学省の予算を統合した「こども交付金」を導入し、認定こども園（保育所型や幼稚園型を問わない）に助成する自治体に対し、包括的な交付金として交付する。

【福田総理発言】

- 交付金を含めて、利用する子どもの立場に立った抜本的な解決策を関係閣僚に早急に検討。（夏頃までに取りまとめ）

2 地方分権改革推進委員会における議論の動き

第一次勧告（平成20年5月28日）



地方分権改革推進要綱（第1次）
（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）

【幼保・子ども】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。
- 保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。

【福祉施設に関する基準】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方自治体が条例により決定し得るなど、地方自治体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。

経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)

<少子化対策関係抜粋>

第2章 成長力の強化

1. 経済成長戦略

【具体的手段】

I 全員参加経済戦略

① 新雇用戦略 (p5~6)

- ・ 待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し(2010年に保育サービス利用率を20.3%から26%へ)、その財源の在り方について、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論を出す。
- ・ 「こども交付金」(仮称)の導入など、認定こども園に関する補助金の一本化による「二重行政」の解消策を検討し、平成20年夏を目途に取りまとめ、平成20年度中に制度改革についての結論を得る。

第4章 国民本位の行財政改革

1. 国民本位の行財政への転換

(2)生活者重視の行政システム(消費者行政、規制改革)

【具体的手段】

(3)消費者・生活者のための規制改革 (p19)

- ・ 診療報酬の審査・支払業務の抜本的効率化、質の確保された保育サービスの充実を含む幅広い分野について取り組み、平成20年末までに結論を得る。

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等

【具体的手段】

(2)重要課題への対応

③ 総合的な少子化対策の推進 (p25)

- ・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等に基づき、保育サービスや放課後対策等の子育て支援の拡充及び仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を車の両輪として、少子化対策を行う。
- ・ 税制の抜本的な改革と併せ、保育サービスの提供の仕組みを含む包括的な次世代育成支援の枠組みを構築する。

「地方分権改革推進要綱(第1次)」 (平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定) (抜粋)

第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

1 重点行政分野の抜本的見直し

(1) くらしづくり分野関係

【幼保・子ども】

○ 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。〔文部科学省・厚生労働省〕

○ 保育所について、「保育に欠ける」という入所要件の見直し、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。〔厚生労働省〕

○ 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」について、両事業の統合も含めた更なる一本化の方向で改善方策を検討し、平成21年度から実施する。〔文部科学省・厚生労働省〕

【福祉施設の最低基準】

○ 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。〔厚生労働省〕

中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起一 (平成20年7月2日 規制改革会議)(抜粋)

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

1 社会保障・少子化対策

(2) 福祉、保育、介護分野

① 保育分野

(ア) 直接契約方式の導入

利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式を導入すれば、住居地に縛られずに、自宅のある市町村以外、つまり、最寄り駅、親の職場、児童の祖父母の家等に近い保育所に預けることや、必要なサービスを提供している保育所を選択することが可能となる。また、保育所の側では、他の保育所との競争が起こり、利用者から選ばれる保育所となるための努力が促されるというメリットもある。

(イ) 直接補助方式(バウチャー等)の導入

投入されている公的補助を機関補助ではなく、保育の必要度(要介護認定のような公的な基準)に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分する、利用者への直接補助方式に転換するべきと考える。価格(利用者の費用負担分)を設定する際には、原則、サービス利用量・内容に応じた応益負担とすべきである。また、現在、認可保育所の保育料は月額で決まっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯や在宅保育世帯による利用も増えると予想されることから、日割り・時間単位等に見直す必要もある。

(ウ) 「保育に欠ける」要件の見直し

「保育に欠ける」要件は、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行や子育てに困難を抱える家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、長年見直しがなされていない。そのため、認可保育所への入所の可否と個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合いが必ずしも一致していない。

(中略)

したがって、「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦(夫)世帯でも、保育所において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めるべきである。

(エ) 官民イコールフットイングによる民間事業者の参入促進

そのため、サービス供給量の拡大に向けて、多様な民間事業者の参入を促す環境整備を図るためには、上記のような阻害要因を早急に取り除くべきである。

具体的には、

- 施設整備交付金を社会福祉法人以外の民間事業者にも給付する
- 株式会社には企業会計の適用を認める
- 民営化の際、社会福祉法人以外の民間事業者を排除しないよう地方公共団体への指導を徹底する等の対策が必要である。

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

1 社会保障・少子化対策

(2) 福祉、保育、介護分野

① 保育分野

ア 抜本的な保育制度改革

(ア) 直接契約方式の導入

児童福祉法改正により、平成10年以降、利用者が複数の保育所を選択し、申込みができるようにはなったものの、最終的には保育の実施主体である市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組みが現在でも続いている。そのため、利用者の視点に立ったサービス向上へのインセンティブが働きにくくなっている。

こうした状況下、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式を導入すれば、住居地に縛られずに、自宅のある市町村以外、つまり、最寄り駅、親の職場、児童の祖父母の家等に近い保育所に預けることや、必要なサービスを提供している保育所を選択することが可能となる。また、保育所の側では、他の保育所との競争が起こり、利用者から選ばれる保育所となるための努力が促されるというメリットもある。

一方、都市部を中心に行われている地方公共団体独自の取組の中で、直接契約方式を採用している東京都の認証保育所制度は、待機児童の貴重な受け皿として機能しているのみならず、認可保育所の施設最低基準とほぼ同等の水準を維持しながら都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。

そうした地方公共団体独自の取組を参考にし、直接契約方式を導入すべきである。

なお、直接契約方式では、サービス供給量が需要を下回る場合、本来、利用者を選択されるはずの施設が、逆に利用者を選択する形となり、障害児や低所得世帯の児童の受入れを拒否するのではないかと懸念が持ち上がるが、そうした状況を回避するには、セーフティネットとして公立保育所の位置づけ

を明確化し、障害児保育の実施や低所得者層の優先入所等、受入体制の整備・強化を進めるなど、新たな仕組みを設けることで十分に対応可能となる。

(イ) 直接補助方式（バウチャー等）の導入

現行制度では、国の補助は利用者ではなく、保育所に対して運営費という形で機関補助が行われている。利用者側の視点では、待機児童の発生している都市部や児童数の減少から保育所の閉所を余儀なくされている地域においては、必要なサービスを自由に選択し利用したいという希望が叶わないだけでなく、認可保育所への入所可否によって様々な不公平が生じていることが問題視される。質の面で安心感を得られやすい認可保育所に預けられる人と、認可保育所に預けられず、やむなく認可外のサービスを利用する人や就労継続そのものを断念せざるを得ない人との間には、負担する保育料や就業機会・利益の得失において大きな格差が生じる。こうした利用者間の不公平は、手厚い公的補助が広く子育て世帯に行き渡らずに、認可保育所に対して集中的に行われていることに起因する。加えて、実際に認可保育所と認可外施設における保育の質の実証的な比較検証は行われていないにもかかわらず、認可保育所の不足感・待望感にもつながってしまっている。

こうした問題意識から、投入されている公的補助を機関補助ではなく、保育の必要度（要介護認定のような公的な基準）に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分する、利用者への直接補助方式に転換するべきと考える。価格（利用者の費用負担分）を設定する際には、原則、サービス利用量・内容に応じた応益負担とすべきである。また、現在、認可保育所の保育料は月額で決まっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯や在宅保育世帯による利用も増えることと予想されることから、日割り・時間単位等に見直す必要もある。なお、公費によるバウチャー等が利用可能なサービスの対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育（保育ママ）やベビーシッター等の在宅保育サービス等にも拡大すべきである。

こうした見直しにより、利用者間の公平が保たれ、受け取る補助額を分割使用したり、個人で上乗せしたりすることが可能となり、利用者のサービス選択の幅が広がる。また、事業者側には、一律の公定価格ではなく、自由な価格設定が可能な仕組みを採り入れることで、病児・病後児保育や夜間・休日保育など付加的なサービスの提供に向けたインセンティブが働く。さらには、利用者が認可外サービスを選ぶことで、利用者の潜在的ニーズに応える新たな事業者の参入も期待できる。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の

基準を設けることは必要であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行われるべきである。

なお、低所得世帯や障害児を持つ世帯をどのように扱うかについては、補助額で調整する策、すなわち保育の必要度の判定基準の1つに世帯所得や障害の程度、保育の緊急度を加え、受け取るバウチャー等を増額する方式を採用すべきと考える。

(ウ)「保育に欠ける」要件の見直し

戦後間もなく制定された児童福祉法では、保育の実施対象を「保育に欠ける」児童と定めており、現在もなお、認可保育所に入所できる、あるいは国の家庭的保育サービスを受けられるのは「保育に欠ける」児童に限定されている。この「保育に欠ける」要件は、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行や子育てに困難を抱える家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、長年見直しがなされていない。そのため、認可保育所への入所の可否と個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合いが必ずしも一致していない。特に都市部等では、「保護者が昼間就労を常態とする」という1つめの要件に最も高い優先度が設定されている地方公共団体が多く、早朝・深夜シフトや、パートタイム勤務を掛け持ちする保護者等の児童は入所ににくいという指摘もある。

したがって、「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦（夫）世帯でも、保育所において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めるべきである。

なお、入所希望者数が定員数を超える場合、2)で述べた補助額の設定に必要な「要保育度」と同様の概念で、その必要度に応じて優先順位付けされるような仕組みを導入する必要がある。

(エ)官民イコールフットイングによる民間事業者の参入促進

認可保育所には市町村が開設する公立と、「官」以外が設置主体となる私立がある。また、公立の中には、市町村が運営する「公営」と、民営化され、社会福祉法人を始めとする民の経営による「私営」がある。

近年の認可保育所の設置状況を「社会福祉施設等調査」（厚生労働省）で見ると、箇所数の推移では、公立が減少、私立は反対に増加傾向にあり、平成19年現在では公立がまだ過半を占めているが、早晚、公私比率は逆転すると予想される。

同じ認可を受けた保育所であっても、経営主体によって、そのサービス内容は大きく異なっている。例えば、障害児保育を除く、その他の様々な種類の保育実施率は、私営がすべて公営を上回っている。

一部の地方公共団体では公設民営化の動きがあるが、平成18年の私営は363箇所と公立全体に占める割合はわずか3%に過ぎず、公立保育所のほとんどは依然公営である。また、私立の認可保育所の内訳では、社会福祉法人による経営が9割と圧倒的に多く、平成18年までの5年間で約1,300箇所も増えている。一方、多様な利用者ニーズに応えるサービスの提供者として期待される株式会社やNPOを含む「その他法人」が経営する比率は、平成18年で5%にとどまっており、保育所事業への参入が進んでいないことがわかる。

地方公共団体が公立保育所の民営化を進める際、国の規制がないにもかかわらず、移管先を社会福祉法人に限定するケースが多いため、株式会社立となる事例はごく稀である。また、現在、私立保育所への施設整備交付金は、社会福祉法人立の保育所に限られており、株式会社、NPO法人は補助対象外である。社会福祉法人が半「官」的な存在とすると、実質的な官民のイコールフットイングがはかられていないと言える。さらには、保育所運営では株式会社であっても社会福祉法人会計が求められており、株主への配当が制限されるなど、参入の大きな障害となっている。

そのため、サービス供給量の拡大に向けて、多様な民間事業者の参入を促す環境整備を図るためには、上記のような阻害要因を早急に取り除くべきである。具体的には、

- 施設整備交付金を社会福祉法人以外の民間事業者にも給付する
- 株式会社には企業会計の適用を認める
- 民営化の際、社会福祉法人以外の民間事業者を排除しないよう地方公共団体への指導を徹底する

等の対策が必要である。なお、1点目については、憲法89条の解釈問題が背景にあるものの、介護保険など、既に直接補助を行っている例に照らせば、直接補助を行うことによりほぼ解決できると考える。

**「中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起」
（平成20年7月2日 規制改革会議）（抜粋）**

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

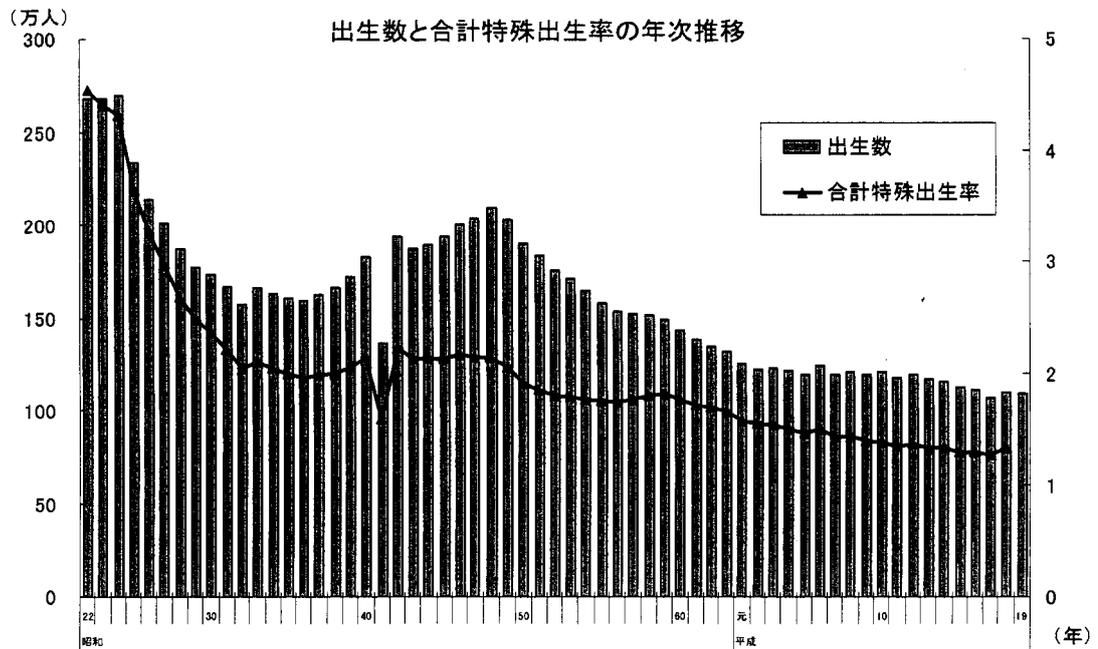
1 社会保障・少子化対策

（2）福祉、保育、介護分野

① 保育分野

我が国では、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム以降、合計特殊出生率が徐々に低下し、平成17年には1.26と過去最低を記録するなど、急速な少子化が進行しており、平成17年には予測よりも2年早く人口減少社会に突入した。

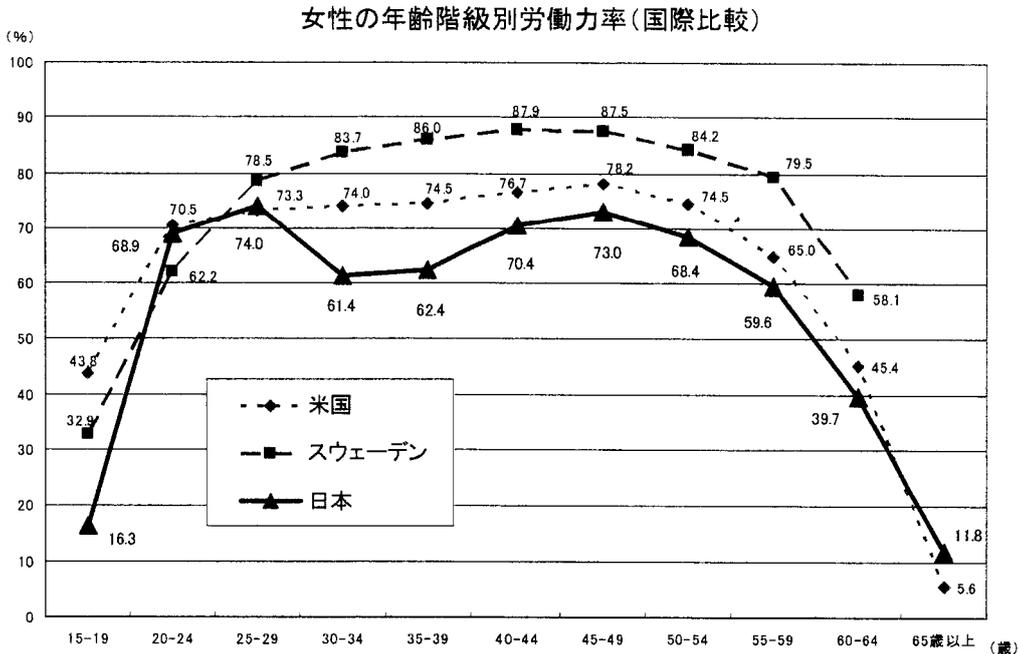
図表1-(2)-①



(備考) 厚生労働省「人口動態統計(平成19年)」による。

こうした少子化の進行により労働人口の急速な減少と国の成長力の大幅な低下が予想される中、潜在労働力として最も期待が高いのが女性であり、特に、いわゆるM字カーブの凹み部分である子育て世代の就業率を高めていくことが有効な対処策の1つである。そのためには、女性が安心して働き続けられる環境の整備が必要である。

図表1-(2)-②



(備考) 内閣府「男女共同参画白書(平成18年版)」による。

政府においては、平成6年の「エンゼルプラン」策定以降、各種の少子化対策が講じられてきたが、目立った成果は上がっていない。国の保育制度に関しては、依然残る「措置」の発想の下、画一的・硬直的な公的保育が実施されているのが現状である。平成19年末に終了した「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が取りまとめた重点戦略に基づき、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」のための議論の場は、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会に移された。現在、同部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた議論が進められている。

当会議では、前身の会議以降、一貫して主張してきたとおり、幼保一元化を見据えた保育制度の抜本的な改革が必須であり、同時に、多様なニーズに応える様々な子育て支援サービスを多面的に拡充していくことが重要かつ急務であると考え。改革の推進に当たっては、次の3つの視点を踏まえ、以下に掲げる施策を早急に講じる必要がある。

3つの視点

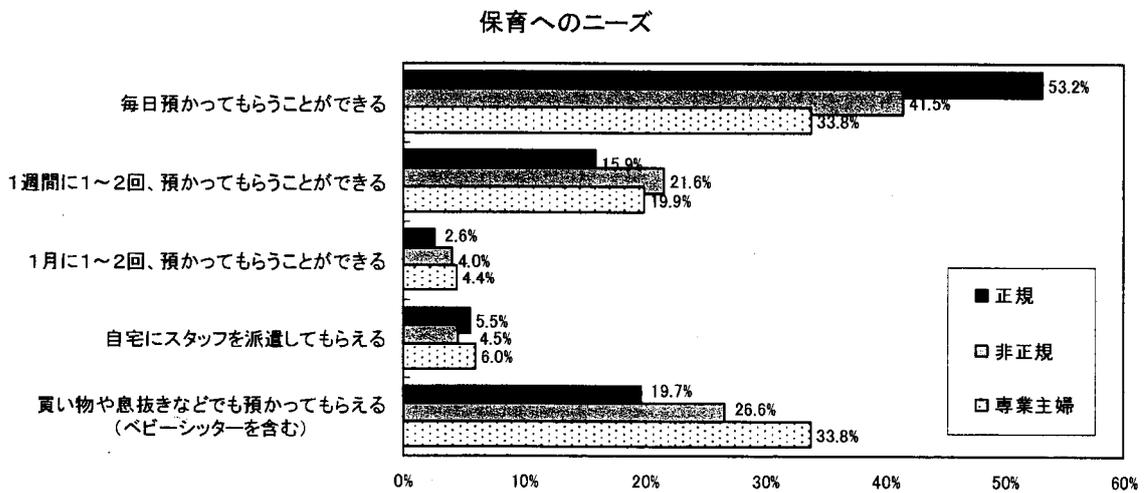
- 質の確保と量の拡大を図る効率的な事業運営
- 多様化する利用者ニーズに応えるサービスの提供
- 官民事業者のイコールフットingの実現

ア 抜本的な保育制度改革

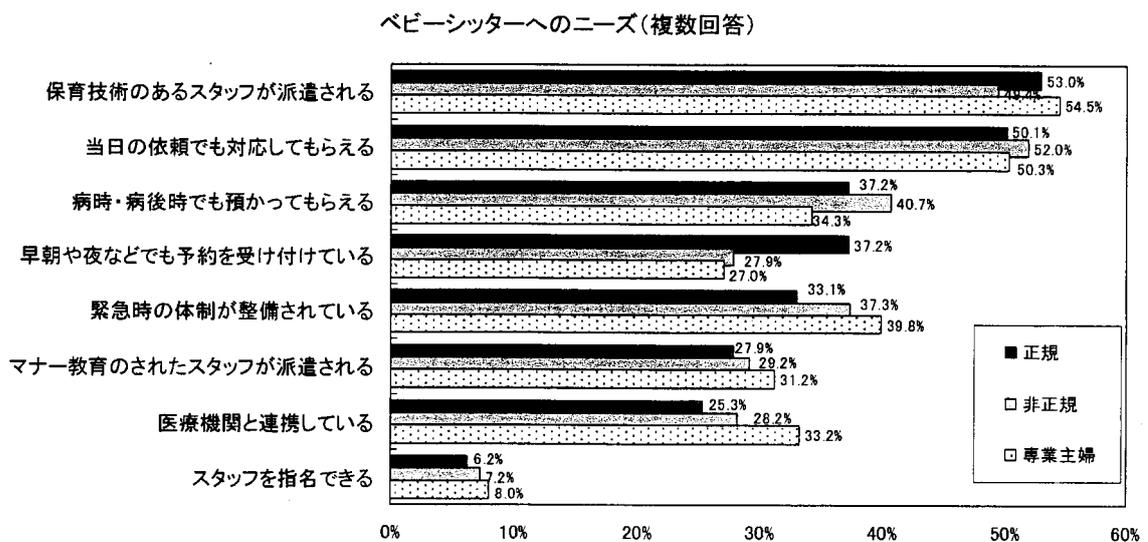
(ア) 直接契約方式の導入

児童福祉法改正により、平成10年以降、利用者が複数の保育所を選択し、申込みができるようにはなったものの、最終的には保育の実施主体である市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組みが現在でも続いている。そのため、利用者の視点に立ったサービス向上へのインセンティブが働きにくくなっている。

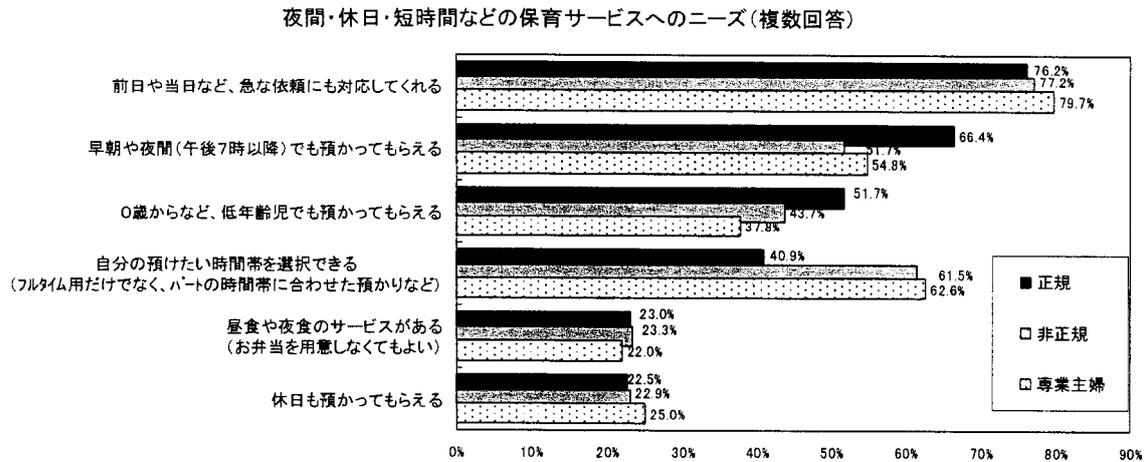
図表1-(2)-③



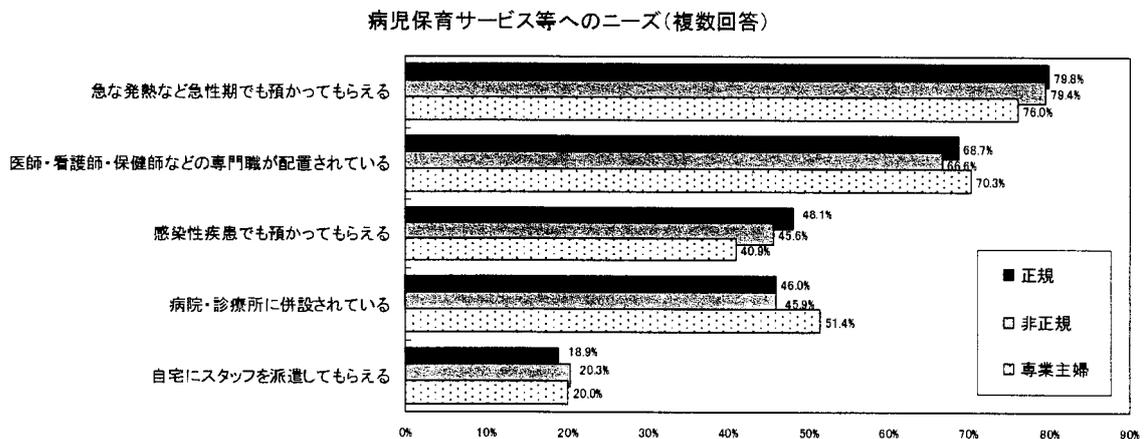
図表1-(2)-④



図表1-(2)-⑤



図表1-(2)-⑥

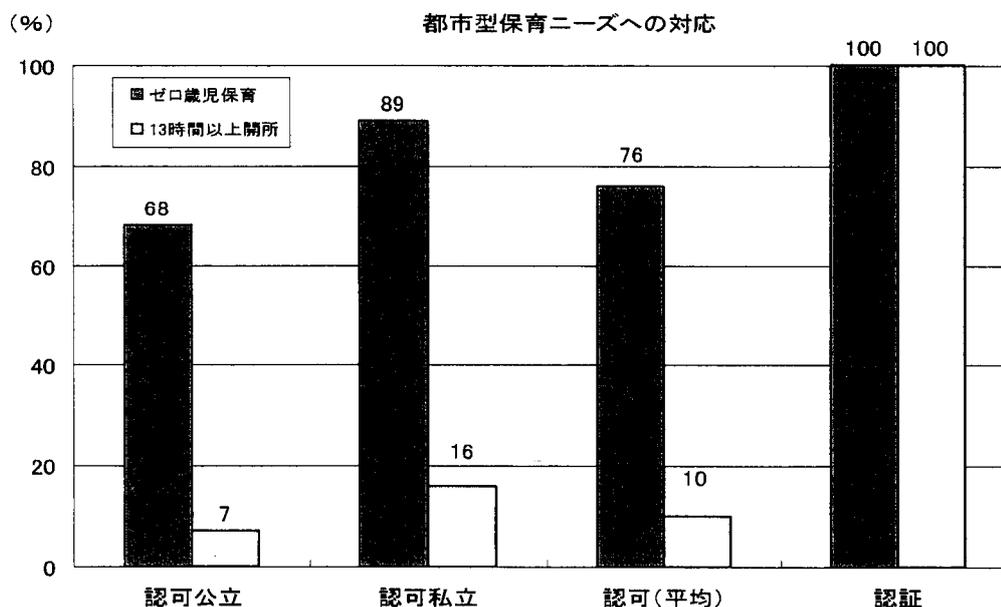


(備考) すべて経済産業省委託調査 [2007] (20-40代の女性へのアンケート調査) による。

こうした状況下、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式を導入すれば、住居地に縛られずに、自宅のある市町村以外、つまり、最寄り駅、親の職場、児童の祖父母の家等に近い保育所に預けることや、必要なサービスを提供している保育所を選択することが可能となる。また、保育所の側では、他の保育所との競争が起こり、利用者から選ばれる保育所となるための努力が促されるというメリットもある。

一方、都市部を中心に行われている地方公共団体独自の取組の中で、直接契約方式を採用している東京都の認証保育所制度は、待機児童の貴重な受け皿として機能しているのみならず、認可保育所の施設最低基準とほぼ同等の水準を維持しながら都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。

図表1-(2)-⑦



(備考) 東京都福祉保健局少子社会対策部資料(平成19年4月現在)により作成。

そうした地方公共団体独自の取組を参考にし、直接契約方式を導入すべきである。

なお、直接契約方式では、サービス供給量が需要を下回る場合、本来、利用者を選択されるはずの施設が、逆に利用者を選択する形となり、障害児や低所得世帯の児童の受入れを拒否するのではないかとといった懸念が持ち上がるが、そうした状況を回避するには、セーフティネットとして公立保育所の位置づけを明確化し、障害児保育の実施や低所得者層の優先入所等、受入体制の整備・強化を進めるなど、新たな仕組みを設けることで十分に対応可能となる。

(イ) 直接補助方式(パウチャー等)の導入

現行制度では、国の補助は利用者ではなく、保育所に対して運営費という形で機関補助が行われている。利用者側の視点では、待機児童の発生している都市部や児童数の減少から保育所の閉所を余儀なくされている地域においては、必要なサービスを自由に選択し利用したいという希望が叶わないだけでなく、認可保育所への入所可否によって様々な不公平が生じていることが問題視される。質の面で安心感を得られやすい認可保育所に預けられる人と、認可保育所に預けられず、やむなく認可外のサービスを利用する人や就労継続そのものを断念せざるを得ない人との間には、負担する保育料や就業機会・利益の得

失において大きな格差が生じる。こうした利用者間の不公平は、手厚い公的補助が広く子育て世帯に行き渡らずに、認可保育所に対して集中的に行われていることに起因する。加えて、実際に認可保育所と認可外施設における保育の質の実証的な比較検証は行われていないにもかかわらず、認可保育所の不足感・待望感にもつながってしまっている。

図表1-(2)-⑧

国基準(保育料)等から推計した利用者負担額

【保育所】(1人当たり月額)

年齢区分	費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
0歳児	17.3万円	3.5万円	13.8万円	2 : 8
1・2歳児	10.3万円	3.5万円	6.8万円	3 : 7
3歳児	5万円	2.8万円	2.2万円	6 : 4
4歳以上児	4.3万円	2.6万円	1.7万円	6 : 4

【保育所】(総額)

費用総額	保護者負担額	公費負担額	利用者負担:公費負担
1兆7,800億円	7,600億円	1兆200億円	4 : 6

(備考) 1. 厚生労働省社会保障審議会少子化対策特別部会第6回(平成20年4月9日)資料による。
2. 平成20年度保育所運営費負担金予算(案)額を基に算出。

こうした問題意識から、投入されている公的補助を機関補助ではなく、保育の必要度(要介護認定のような公的な基準)に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分する、利用者への直接補助方式に転換するべきと考える。価格(利用者の費用負担分)を設定する際には、原則、サービス利用量・内容に応じた応益負担とすべきである。また、現在、認可保育所の保育料は月額で決まっているが、フルタイム勤務以外の共働き世帯や在宅保育世帯による利用も増えることと予想されることから、日割り・時間単位等に見直す必要もある。なお、公費によるバウチャー等が利用可能なサービスの対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育(保育ママ)やベビーシッター等の在宅保育サービス等にも拡大すべきである。

こうした見直しにより、利用者間の公平が保たれ、受け取る補助額を分割使用したり、個人で上乗せしたりすることが可能となり、利用者のサービス選択の幅が広がる。また、事業者側には、一律の公定価格ではなく、自由な価格設定が可能な仕組みを採り入れることで、病児・病後児保育や夜間・休日保育など付加的なサービスの提供に向けたインセンティブが働く。さらには、利用者

が認可外サービスを選ぶことで、利用者の潜在的ニーズに応える新たな事業者の参入も期待できる。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の基準を設けることは必要であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行われるべきである。

なお、低所得世帯や障害児を持つ世帯をどのように扱うかについては、補助額で調整する策、すなわち保育の必要度の判定基準の1つに世帯所得や障害の程度、保育の緊急度を加え、受け取るバウチャー等を増額する方式を採用すべきと考える。

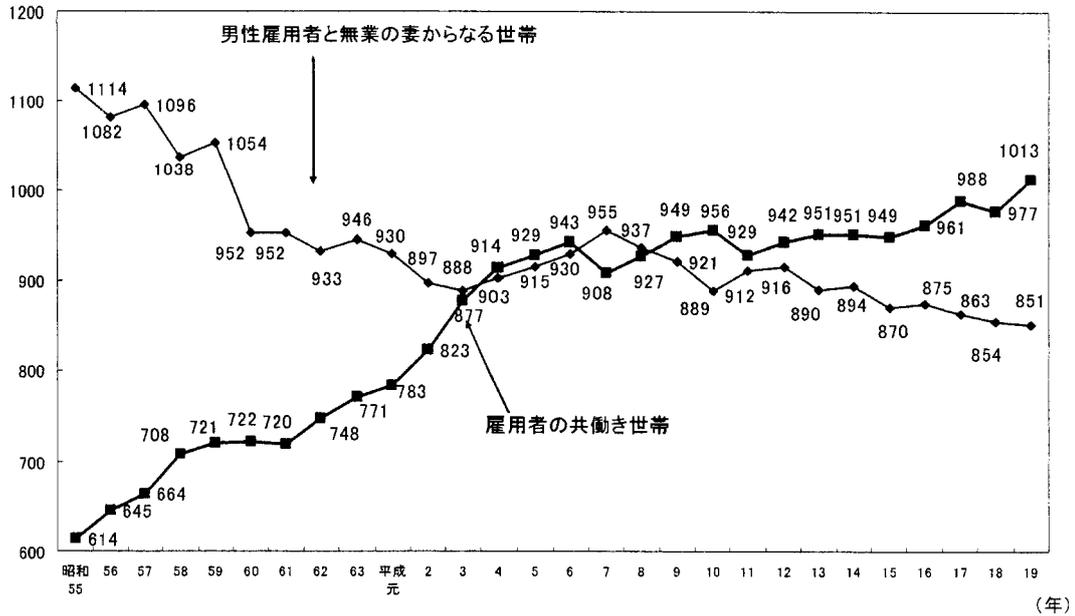
(ウ)「保育に欠ける」要件の見直し

戦後間もなく制定された児童福祉法では、保育の実施対象を「保育に欠ける」児童と定めており、現在もなお、認可保育所に入所できる、あるいは国の家庭的保育サービスを受けられるのは「保育に欠ける」児童に限定されている。この「保育に欠ける」要件は、保護者の就業状況や就労形態の多様化、核家族化の進行や子育てに困難を抱える家庭の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているにもかかわらず、長年見直しがなされていない。そのため、認可保育所への入所の可否と個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合いが必ずしも一致していない。特に都市部等では、「保護者が昼間就労を常態とする」という1つめの要件に最も高い優先度が設定されている地方公共団体が多く、早朝・深夜シフトや、パートタイム勤務を掛け持ちする保護者等の児童は入所しにくいという指摘もある。

図表1-(2)-⑨

共働き等世帯数の推移

(万世帯)

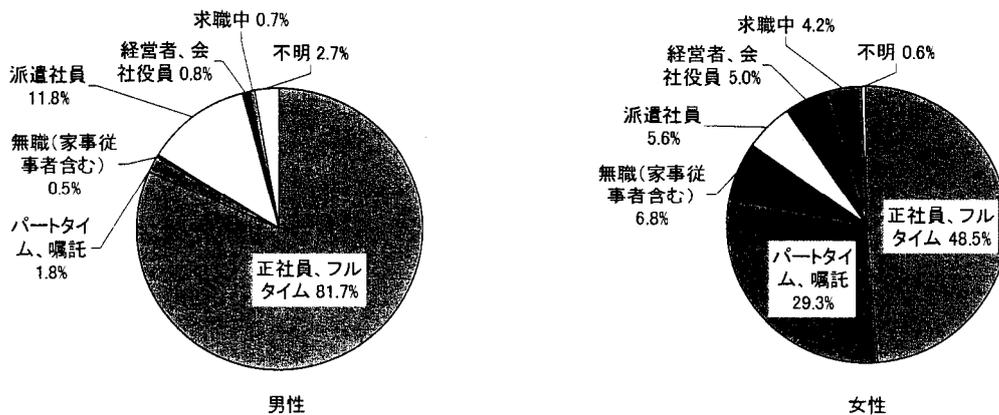


- (備考) 1. 厚生労働省「男女共同参画白書(平成20年版)」による。
 2. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月、ただし、昭和55年から昭和57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。
 3. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 4. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

図表1-(2)-⑩

保護者の就業形態

認証保育所

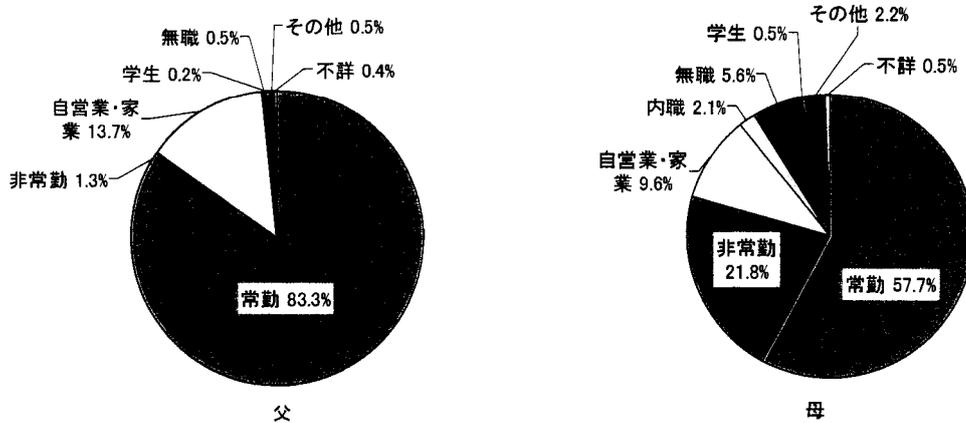


(備考) 東京都「認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)」による。

図表1-(2)-①

父母の就業状況

認可保育所



- (備考) 1. 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査（平成18年）」により作成。
 2. 非常勤は、職場が定めた所定労働時間のすべてを勤務している者以外の者。

したがって、「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦（夫）世帯でも、保育所において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めるべきである。

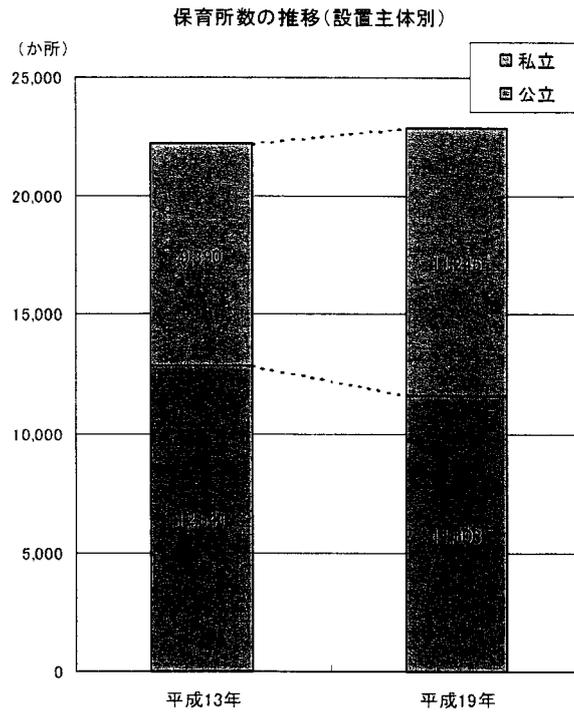
なお、入所希望者数が定員数を超える場合、2) で述べた補助額の設定に必要な「要保育度」と同様の概念で、その必要度に応じて優先順位付けされるような仕組みを導入する必要がある。

(エ) 官民イコールフットイングによる民間事業者の参入促進

認可保育所には市町村が開設する公立と、「官」以外が設置主体となる私立がある。また、公立の中には、市町村が運営する「公営」と、民営化され、社会福祉法人を始めとする民の経営による「私営」がある。

近年の認可保育所の設置状況を「社会福祉施設等調査」（厚生労働省）で見ると、箇所数の推移では、公立が減少、私立は反対に増加傾向にあり、平成19年現在では公立がまだ過半を占めているが、早晩、公私比率は逆転すると予想される。

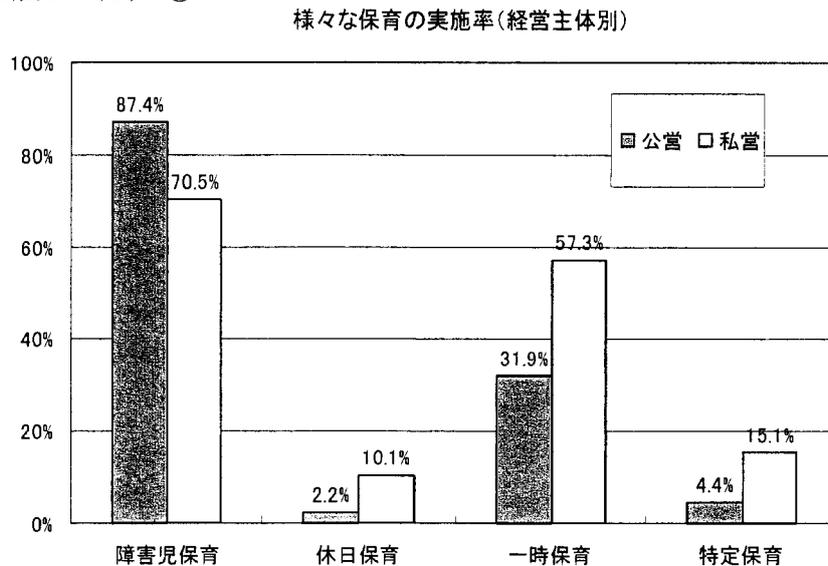
図表1-(2)-⑫



(備考) 厚生労働省「社会福祉施設等調査(平成13年)」、「福祉行政報告例(平成19年4月分概数)」により作成。

同じ認可を受けた保育所であっても、経営主体によって、そのサービス内容は大きく異なっている。例えば、障害児保育を除く、その他の様々な種類の保育実施率は、私営がすべて公営を上回っている。

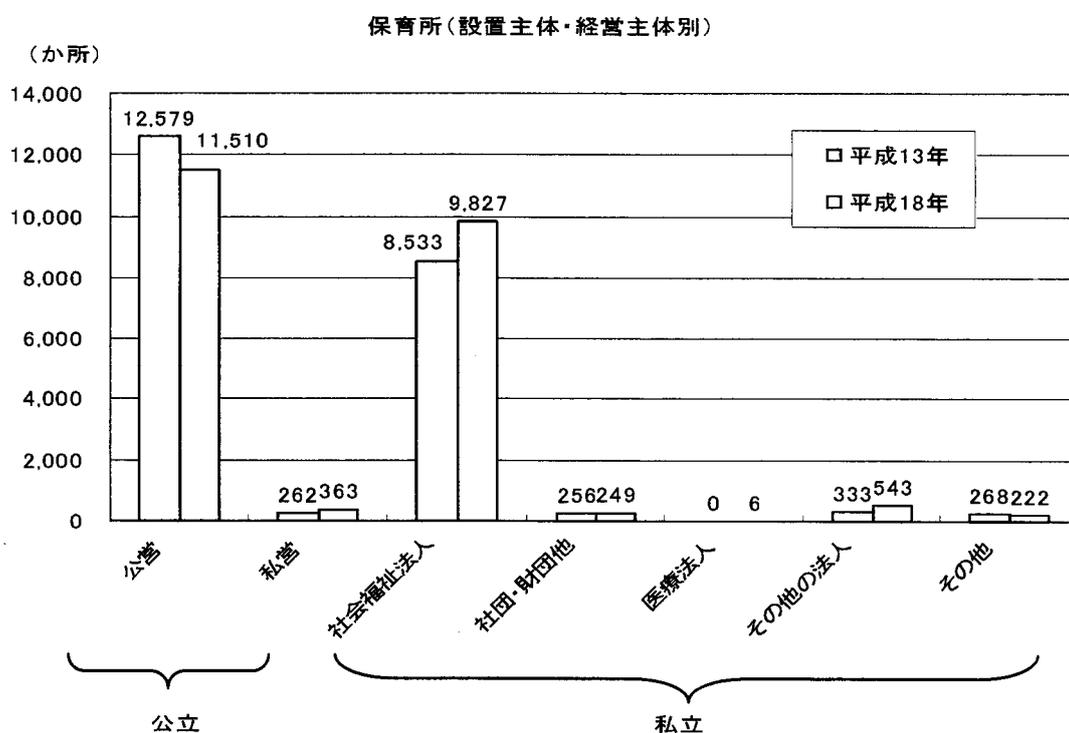
図表1-(2)-⑬



(備考) 厚生労働省「社会福祉施設等調査(平成18年)」により作成。

一部の地方公共団体では公設民営化の動きがあるが、平成18年の私営は363箇所と公立全体に占める割合はわずか3%に過ぎず、公立保育所のほとんどは依然公営である。また、私立の認可保育所の内訳では、社会福祉法人による経営が9割と圧倒的に多く、平成18年までの5年間で約1,300箇所も増えている。一方、多様な利用者ニーズに応えるサービスの提供者として期待される株式会社やNPOを含む「その他法人」が経営する比率は、平成18年で5%にとどまっており、保育所事業への参入が進んでいないことがわかる。

図表1-(2)-⑭



(備考) 厚生労働省「社会福祉施設等調査(平成18年)」により作成。

地方公共団体が公立保育所の民営化を進める際、国の規制がないにもかかわらず、移管先を社会福祉法人に限定するケースが多いため、株式会社立となる事例はごく稀である。また、現在、私立保育所への施設整備交付金は、社会福祉法人立の保育所に限られており、株式会社、NPO法人は補助対象外である。社会福祉法人が半「官」的な存在とすると、実質的な官民のイコールフットイングがはかられていないと言える。さらには、保育所運営では株式会社であっても社会福祉法人会計が求められており、株主への配当が制限されるなど、参

入の大きな障害となっている。

そのため、サービス供給量の拡大に向けて、多様な民間事業者の参入を促す環境整備を図るためには、上記のような阻害要因を早急に取り除くべきである。具体的には、

- 施設整備交付金を社会福祉法人以外の民間事業者にも給付する
- 株式会社には企業会計の適用を認める
- 民営化の際、社会福祉法人以外の民間事業者を排除しないよう地方公共団体への指導を徹底する

等の対策が必要である。なお、1点目については、憲法 89 条の解釈問題が背景にあるものの、介護保険など、既に直接補助を行っている例に照らせば、直接補助を行うことによりほぼ解決できると考える。

(オ) 地域の実情に応じた施設の設置の促進

a 保育所の最低基準の見直し

保育所の施設最低基準(厚生労働省令)は、「保育に欠ける」要件と同様に、長年にわたりほとんど改正がされていないため、これといった根拠がないままに適用されているものが多い。例えば、乳児のほふく室の面積基準は1人あたり3.3㎡(畳2畳分)、保育に従事する職員はすべて保育士資格を保有する者と定められているが、東京都の認証保育所制度では、それぞれ2.5㎡以上、資格保有者が6割以上まで弾力化が認められており、これら基準の緩和による具体的な問題は明らかにされていない。

図表1-(2)-⑮

認可保育所と認証保育所の基準比較

	認可保育所	認証保育所
乳児室、ほふく室 (0、1歳児室)	1人あたり3.3㎡以上	A型(駅前基本型) 3.3㎡以上(2.5㎡まで弾力化) B型(小規模・家庭的保育所) 2.5㎡以上
保育従事者	保育士	保育士以外の者も可(但し、6割以上は保育士)

(備考) 東京都福祉保健局少子社会対策部資料(平成19年8月)により作成。

したがって、子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか、科学的・実証的に検証し、早急に見直すべきである。

また、調理室の必置基準については、これまでの規制改革等により以下の特例が認められている。

- 分園方式の保育所では、中心保育所に調理室があり、調理員がいれば、調理室の設置及び職員の配置が不要
- 幼稚園や学校の余裕教室を使って保育所を整備する場合には、園・学校の給食設備の共用が可能
- 「認定こども園」では3歳児以上には外部搬入方式が可能

一方で、構造改革特別区（特区）事業として「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」があり、全国展開への検討が重ねられているが、まだ結論は出ていない。アレルギー児等特別な配慮を要するケースへの対応を十分に行う前提で、全国規模で外部搬入方式の導入を検討し、結論を得るべきである。

b 地域の実情に応じた施設の設置の促進

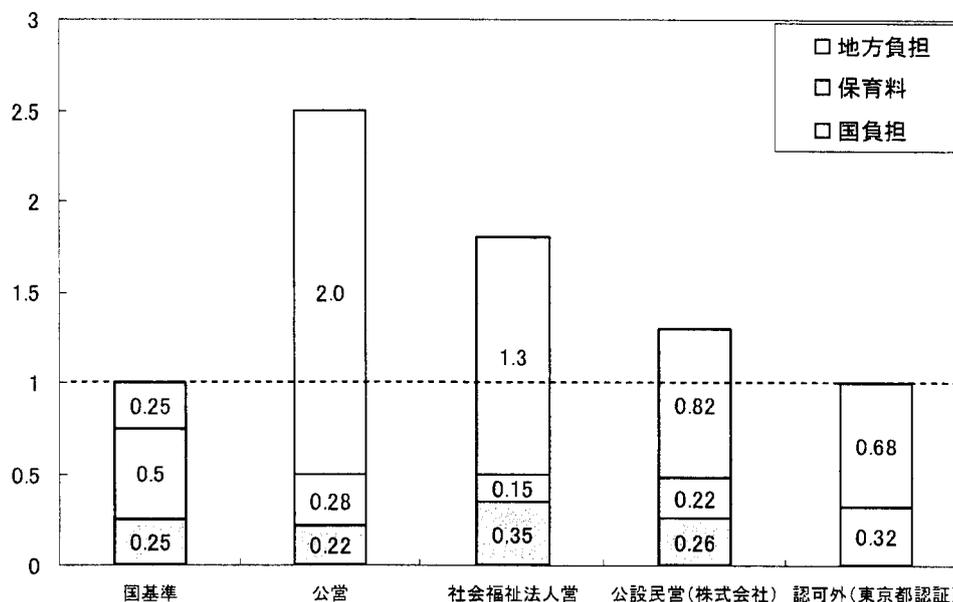
平成19年末に取りまとめられた「子ども家族を応援する日本」重点戦略では、「次世代育成支援に関連する給付・サービス、とりわけ仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付の実現に優先的に取り組む必要があり、これを支える効果的な財源投入が必要である」とされている。現物給付の最たるものとして、厚生労働省は認可保育所を公的保育の核と位置づけているが、昨今の地方の財政状況や、上述のような地域の実情に応じた柔軟な設置が認められない全国一律の施設最低基準により、認可保育所はその設置数がなかなか増えないのが現状である。さらに、平成19年には認可保育所の定員が対前年比で約3万人増加したものの、待機児童数は約2千人しか減少しなかったなど、認可保育所が新たに開設されても、潜在需要が喚起され、定員数の増加分ほどは待機児童数が減少しないという状況に陥っている。

一方、設置・経営主体別の費用の負担構成のグラフが示すとおり、この例では、公営の認可保育所は高コスト及び利用者の少ない負担で運営されており、公務員である職員の人件費を賄うための地方公共団体による上乗せ負担が他の経営形態に比して突出している。

したがって、私営認可保育所や認定こども園、認証保育所等、様々な施設のサービスや運営効率、利用者満足度の相互比較を行うなどして、限られた財源を効率的に活用し、施設の設置を進めるべきである。

図表1-(2)-⑯

保育料と公費負担の仕組み <東京都A市の例>



(備考)1. 財務省 予算執行調査(平成14年6月、9月)による。

2. 国基準は、国の予算で想定する全国平均の姿。

3. 国負担、保育料の数値が運営主体間で異なるのは、実際に訪問した保育所の児童の年齢構成の違い等による。

中でも、東京都の認証保育所制度は、(ア)でも述べたとおり、認可施設の最低基準とほぼ同等の水準を維持しながら、待機児童の貴重な受け皿として機能し成果を上げているが、国の認可制度では「認可外」という取扱いであるため、国からの補助金は一切入っていない。そのため、認可保育所と比べて保育料が高くなっており、利用者負担の公平性も欠いている。

そこで、効率よくサービス供給量を拡大することができ、待機児童の解消やパートタイム労働者等の「保育に欠ける」要件を満たさない児童の受入れにも道が拓けることから、認証保育所等の、一定の質が保たれている地方公共団体独自の取組を国の制度として位置づけ、利用者の選択による直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を行うべきである。

イ その他の保育・子育て支援サービスにおける改革

(ア) 認定こども園制度の見直し

平成 18 年 10 月に始まった認定こども園制度は、基本的には既存の幼稚園と保育所の制度を組み合わせたものであり、行政も幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省と依然縦割りのままである。そのため、目指すべき真の幼保一元化にはほど遠く、抜本的な保育制度改革を議論するための前提条件として厚生労働省が必要としている「認定こども園の実施状況等を踏まえ」という規模にさえなかなか至らないのが現状である。具体的には、平成 19 年 4 月時点での申請見込み件数（平成 19 年度中に 542 件）に対し、平成 19 年 8 月現在の認定数は 105 件にとどまっている。

a 運用改善による普及の促進

平成 20 年 2 月に、105 園の認定こども園に対して行われた「認定こども園に関するアンケート」（関西大学白石研究室実施。回答率 63%）では、運用面での問題点が数多く指摘された。認定申請に係る手続きの効率化、簡素化はもちろんのこと、財政的な支援を求める声が非常に多かった。認可の有無や「保育に欠ける」児童かどうかにかかわらず、認定を受けた園には補助を行うべきという意見や、幼稚園型、地方裁量型の保育所部分や、「子育て支援」等、新たに追加された機能に対して補助を行わないと数は増えていかないという指摘があった。核家族化や地域のコミュニケーションの希薄化が進む中、専業主婦（夫）家庭においては、育児不安、育児うつ等による育児放棄や虐待等の問題も起こっており、認定こども園に実施が義務づけられている地域の子育て支援の重要性は間違いなく高まってきている。

そのため、地域子育て支援の実施を適切に補助し、また、既存制度における認可の有無にかかわらず、例えば、厚生労働省と文部科学省の補助金を一本化することにより、幼稚園型、地方裁量型が新たに追加した保育所的機能に対しても、一定の補助を行うべきである。

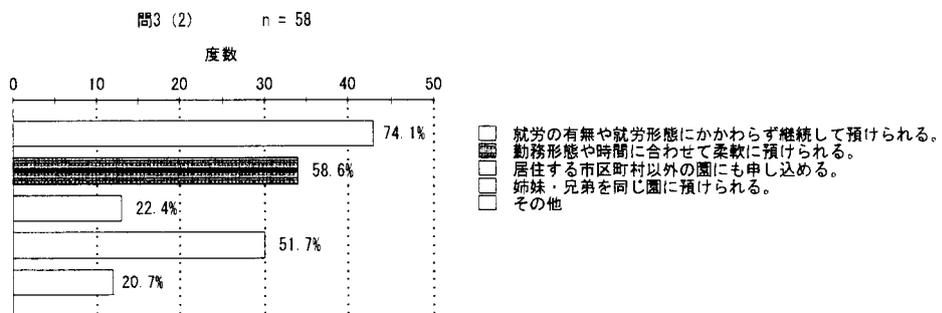
一方、保護者の認定こども園に対する評価は概して良い。短時間利用児（幼稚園）の保護者から、「夏休み等の長期休業期間に保育を受けられて良い」、「小さい子ども（3歳未満児）も預けられて良い」といったコメントがあった一方、「就労の有無や就労形態にかかわらず預けられる」、「勤務形態や時間に合わせて柔軟に預けられる」、「姉妹、兄弟と同じ園に預けられる」等、現行の保育所制度での不都合や制約と比較して利便性の高い認定こども園の制度を評価する声が、長時間利用児（保育園）の保護者から多く寄せられた。

また、直接施設に利用申込みができる点については、6割以上が「好評」と回答し、「不評」はわずか2%足らずだった。「好評」と回答した園では、保育園の保護者が、直接園に申し込むことで手続きが済む簡便さや、園の雰囲気がかかること等を評価している点が理由として挙げられている。なお、3割強を占めた「普通（どちらでもない）」という回答の多くは幼稚園型の園からで、従来から幼稚園は直接契約制であるための結果と推測される。

したがって、まずは、両省が実施した実態調査や上記アンケートの結果を踏まえ、早期に運用の改善を行い、認定数の増加を図るべきである。

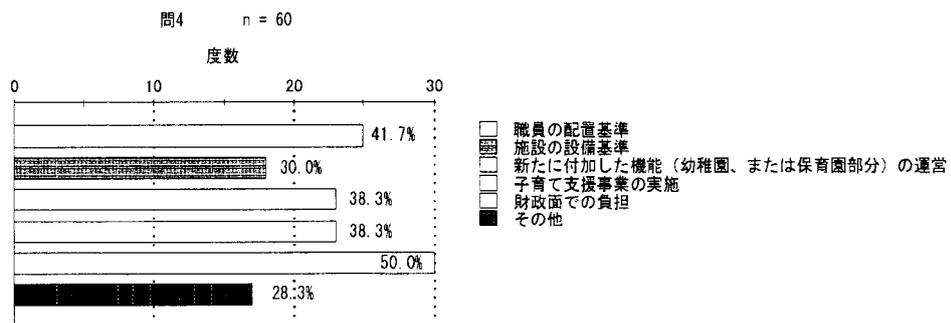
図表1-(2)-⑰

Q. 認定以前と比べて、良くなったと感じる点をお聞かせください。保護者からの評価 【複数回答】



図表1-(2)-⑱

Q. 認定以前と比べて、大変になった、厳しくなったと感じる点をお聞かせ下さい。【複数回答】



図表1-(2)-⑩

Q. 今後、認定こども園をもっと増えていくためには、どのような制度になれば良いとお考えですか。

改善すべき点などあれば、お書きください。【自由記述回答】(抜粋、要約)

- ・保育に欠ける・欠けないに関係なく、また認可・認可外にかかわらず、財政支援があると良い。
(特に幼稚園型の園からの回答が多かったからか、幼稚園に併置する保育園部分を認可する、あるいは財政支援を講ずることを求める声が多かった。)
- ・認定こども園独自の統一された補助制度があると良い。
- ・新たな機能の充実(子育て支援や一時保育事業等)を目指すのであれば、予算措置をすべき。
- ・現行の制度のまま(これまでの幼稚園、保育所の財源を組み合わせただけ、行政も依然縦割り)では、増えていかない。就学前児童の行政をすべて一元化すべき。
- ・幼稚園機能と、保育園機能を整合させるのではなく、新しい制度として一本化すべき(国の所管省庁や予算も)。
- ・認定こども園についての理解が不十分であり、地域住民や子育て中の保護者への周知・啓発を推進する必要がある。
- ・自治体の認定こども園に対する温度差はかなりある。行政(国)がもっと奨励していかない限り、デメリットばかりで、なかなか拡がらないのでは。
(備考) すべて関西大学白石研究室「認定こども園に関するアンケート」(平成20年2月)による。

b 幼保一元化の実現に向けて

認定こども園制度の見直し時期は、法の附則により「施行後5年を目途」とされているが、運用改善による普及促進を図りつつ、5年を待たずに真の幼保一元化に向けた制度の見直しに取り組むべきである。見直しに当たっては、以下2つのフェーズが考えられる。

○上記アと合わせた大改革により一気に幼保一元化を実現する。現行の幼稚園、保育所と統合し、一元化された行政・予算の下、すべての就学前児童を対象とする包括的な教育、養護・保育制度を構築する。親の就労形態等にかかわらず、利用者が直接申込み、契約でき、利用時間・サービス内容も柔軟に選択できる施設とする。

○一方、認定こども園という枠の中だけで試行的に幼保一元化を実現し、あるべき姿(真の幼保一元化)への足掛かりとするという制度改革もあり得る。予算の一本化により二重行政を解消し、既存の2制度の組み合わせではなく、認定こども園独自の認定・補助基準を設け、運営する。現在、幼保連携型、保育所型への入所に際しては、保育所部分について市町村が「欠ける」要件の判定を行っているが、市町村による判定をやめ、行政は質のチェックや事業者からの相談・支援に特化する。この案では、新規に幼保連携型として認定を受けようとする施設が幼稚園、保

育所、認定こども園の3つの認定・認可申請を行わなければならない手間や、会計を幼・保で2つに分けなくてはならない管理業務の繁雑さを解消することができる。

(イ) 家庭的保育（保育ママ）の拡充

a 活用促進に向けた取組

サービス供給量の拡大という観点から、多様な利用者ニーズに応える弾力的な保育サービスの1つである保育ママの一層の活用と規模の拡大が必要だが、平成12年に始まった国の家庭的保育事業は規模が小さく、ほとんど利用されていない。表の示すとおり、国の予算での見積もり児童数に対し、実際の預かり児童数は桁違いに少なく、この事業が有効に実施されていないことがわかる。

図表1-(2)-㉔

国の家庭的保育事業と地方公共団体の独自制度の規模の比較

(単位:人)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
国の事業						
児童数(予算)	5,000	2,500	2,500	2,500	2,500	1,300
児童数(事業実績)	102	99	313	276	319	-
保育ママ数	46	53	103	93	105	-
地方単独事業(※)						
児童数	1,413	1,501	1,381	1,509	1,405	-
保育ママ数	934	956	910	935	926	-

(備考) 1. 厚生労働省社会保障審議会少子化対策特別部会第2回(平成20年1月28日)資料により作成。
2. 「地方自治体実施分(国庫補助対象も含む)ー各年度の国庫補助実績」により推計。

一方、それ以前から独自の制度を持っていた地方公共団体では、国庫補助事業を導入せず単独で実施しているケースが多い。その主な理由としては、2つの制度を持つことで運営・管理が複雑になるだけでなく、国の制度での保育者の資格要件や連携保育所の設置がネックになっていることが考えられる。

そのため、家庭的保育事業を法制化する児童福祉法の改正案が第169回国会に提出されたが、法改正後に省令で定められる見通しとなっている保育マ

マの要件については、先行して実績を上げている地方公共団体の取組を十分参考にし、要件の緩和を図るべきである。具体的には、保育士、看護師等の資格保有者に限定せず、意欲のある育児経験者を基礎的な研修の修了を条件に保育ママと認めるなど柔軟な要件設定が必要である。また、国の補助を受け家庭的保育制度を利用する地方公共団体の数が増えるよう、実施基準・ガイドラインの策定に際しては、一定の質の確保を前提に、過度に厳しくならないよう配慮すべきである。

なお、現行の要件では、保育ママが「未就学児童を養育していないこと」や対象児童が「保育ママと3親等以内でないこと」が定められているが、フランスでは実子も含めて3人まで保育することが法的に認められている。これは、女性が子育てしながら収入を得る機会と、保育ママのなり手を確保すること、双方に役立っていると考えられ、要件を定める際には、検討に値する。

b 対象児童の拡大

国の事業は当初、待機児童解消のための応急策として導入されたため、あくまで保育所保育の補完という位置づけであり、預かる対象を「保育に欠ける」児童に限定している。本来、少人数で家庭的な環境で保育が行われる保育ママは、保育所における集団保育とは異質なものであり、敢えて保育ママを希望する保護者・家庭もあるため、保育所の補完的役割としてではなく、多様な保育サービスの1つとして位置づけるべきである。そうすることで、都市部以外の待機児童のいない地域であっても、家庭的保育サービスが受けられるようになる。

また、昭和44年から家庭福祉員制度を導入している東京都では、対象を「保育を要する」児童としており、平成19年6月現在1,223名の預かり実績があることから、家庭的保育事業における「欠ける」要件を撤廃し、「欠ける」子以外にも対象児童を拡大すべきである。

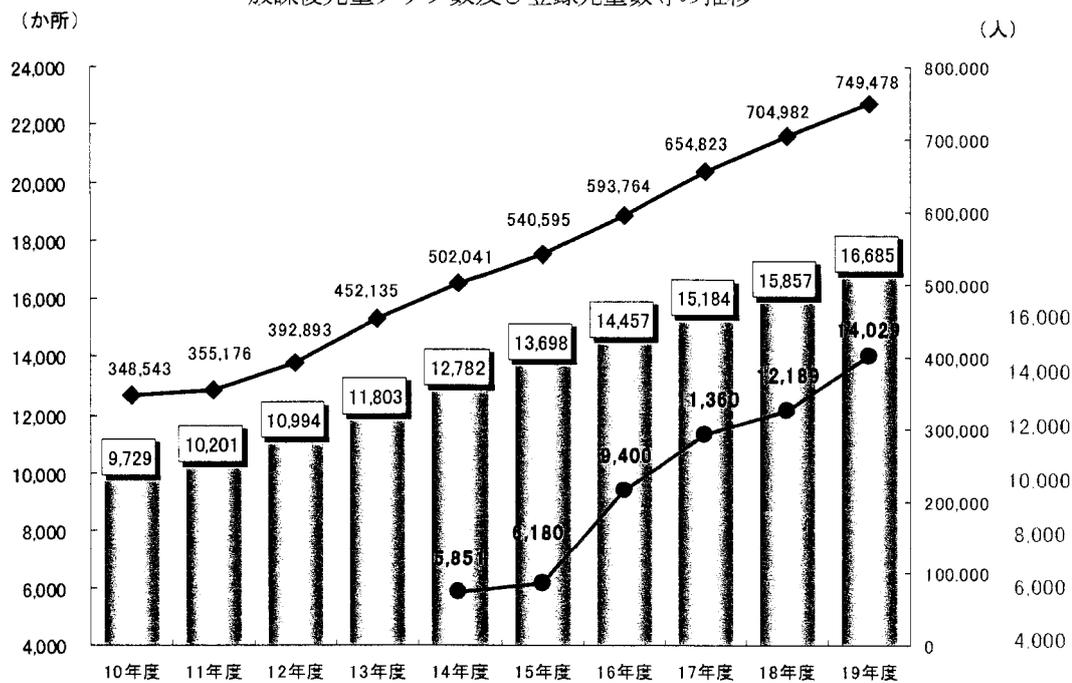
(ウ) 放課後児童クラブの体制整備

放課後児童クラブ（いわゆる学童保育）については、特段の規制がないために、近年ますます増大するニーズにより、待機児童の問題や大規模化による環境悪化等の問題が起こっている。図表1－(2)－22が示すとおり、100人以上の規模のクラブも増えている。また、特に公立の放課後児童クラブでは保育所より閉所時刻が早い、あるいは延長保育が行われていないクラブも多く、いわゆる「小1の壁」により保護者の継続就業が困難になるケースが起きている。

よって、仕事と家庭の両立支援の観点からも、クラブ数の増加に向け、クラブの分割や、小学校の余裕教室、児童館、幼稚園等、既存施設の有効活用を一層促進すべきである。

図表 1-(2)-21

放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

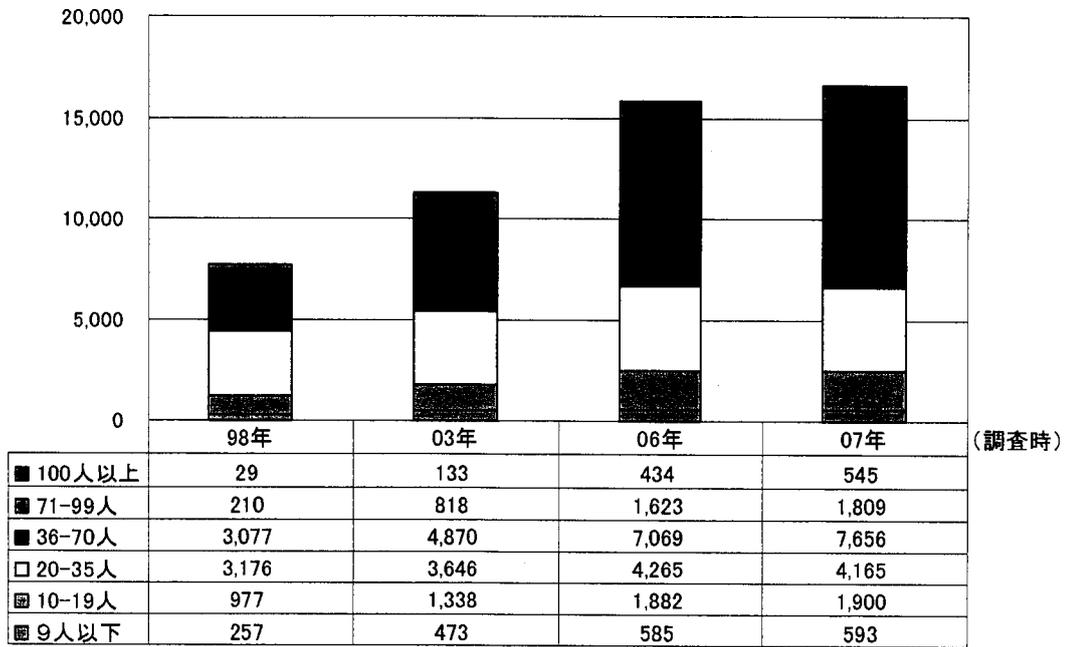


(備考) 1. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調査による。
 2. 各年5月1日現在。

図表1-(2)-22

学童保育数の推移(入所児童数の規模別)

(箇所)



(備考) 全国学童保育連絡協議会「学童保育の実態と課題 2007年版 実態調査のまとめ」により作成。

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

1 社会保障・少子化対策

(3) 雇用・就労分野

① 適材適所の人材活用

イ 保育士資格

保育士となる資格を得る方法は2つあり、指定保育士養成施設を卒業すること、もしくは保育士試験に合格することが必要とされている。現在では、全体の9割程度が前者の方法により保育士となる資格を得ている。

この取得要件については、例えば、育児経験を有する者等が新たに保育士として職に就くために資格を取得するにあたって、長期の就学の負担があること、及び、受験要件を満たす機会が限定的であることから、保育職場での就労の機会を狭めている。具体的には、指定保育士養成施設の就学期間として2年以上必要であること、及び、保育士試験の受験要件として認可保育所等での実務経験（高卒以下の場合）が必要であるが、無資格のまま実務経験を積むことができるケースが少ない現状にある。

また、最近の保育職場を取り巻く環境については、問題を抱える家庭に対する支援や、障害児保育への対応、さらには、保護者からの過度の要求への対応などが求められ、ますます厳しくなっている。このことだけが理由ではないが、保育士となる資格を有する者の多くは、保育職場から離れている状況にある。また、新卒で保育職場に就職しても、対応力不足や適性面から比較的短期間で保育職場を離れざるを得ないケースも見受けられるとの指摘がある。このような状況を解決するためには、今後、保育士の保育職場における対応力を高めていくことが必要である。

したがって、保育職場での対応力を高める観点から、育児経験や社会経験を有する者など、多様な人材を保育職場に取り込むために、現行の保育士資格とは別の枠組み（衛生等の基礎的な知識の履修を義務付け）を設けるとともに、その勤務経験を保育士試験の実務経験として認めることにより試験受験の機会を確保すること、また、今年度から検討が開始されている養成施設のカリキュラムの見直しにおいて、保育現場で実践的に活用できる内容の充実を図るために、過度に学術的な内容を整理し全体の負担を軽減すべきである。



厚生労働省発表

平成20年8月28日

(照会先)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課

電話：03(5253)1111

保育需給対策官：岩崎 (内線7925)

担当係：保育係 (内線7947)

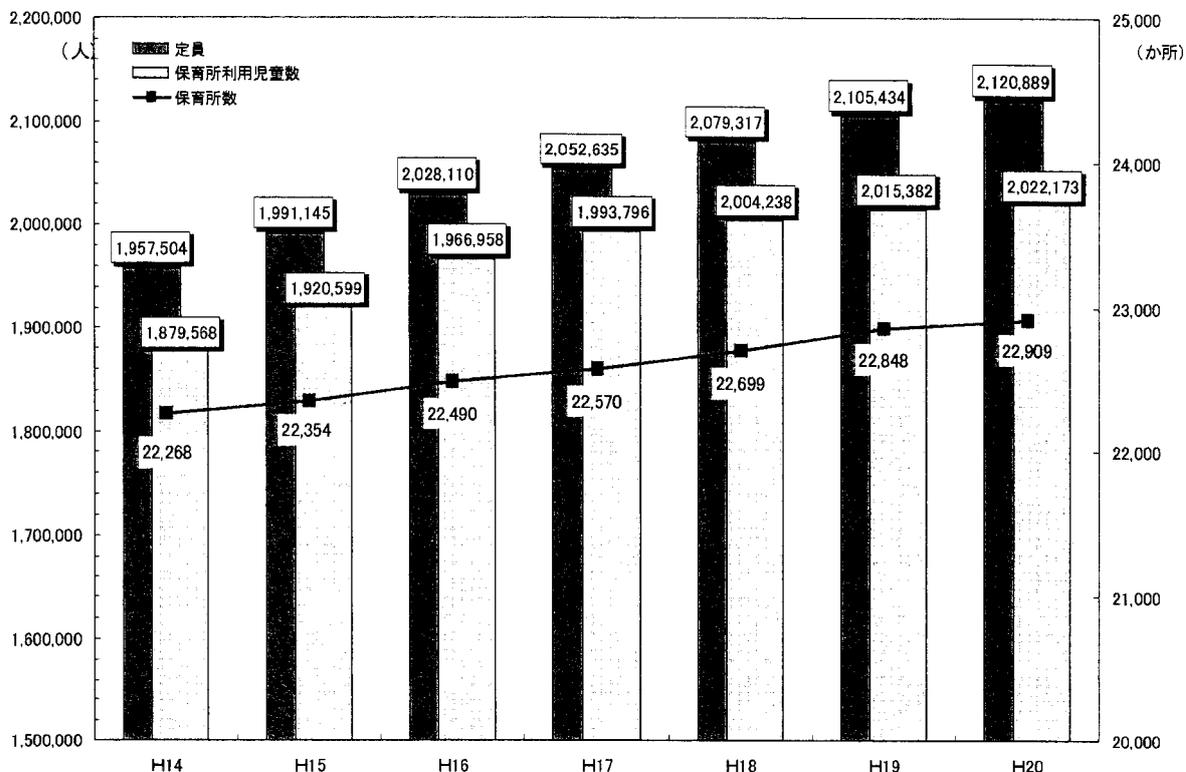
保育所の状況（平成20年4月1日）等について

[調査結果のポイント]

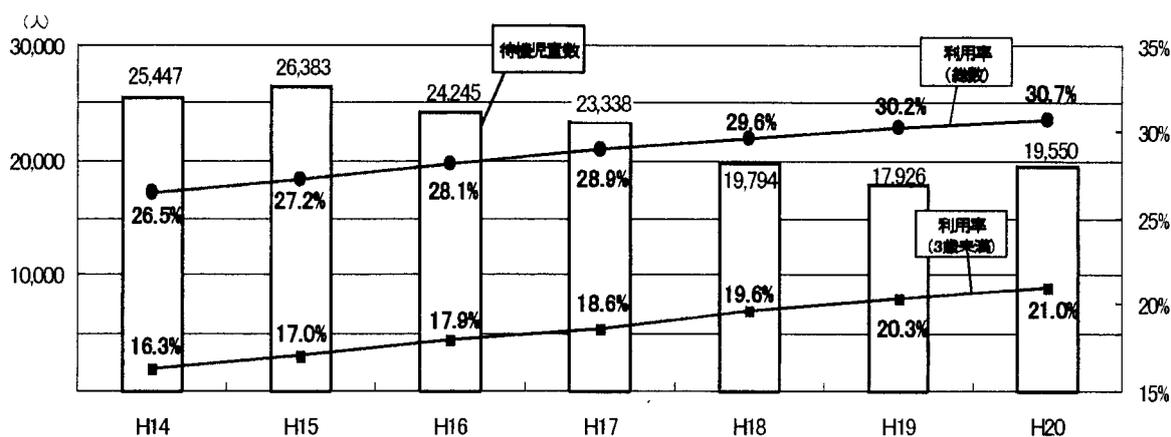
- 保育所定員は、この一年間で、1万5千人増加
平成19年4月の定員は210万5千人であったが、平成20年4月においては1万5千人増加し、212万1千人となった。
- 保育所利用児童（3歳未満児）の割合は、0.7%の増加
平成20年4月の保育所利用児童（3歳未満児）の割合は21.0%で、平成19年4月の20.3%から0.7%増加した。
- 保育所待機児童数は、5年ぶりに増加
平成20年4月の待機児童数は1千624人増加し、1万9千550人となった。
- 特定市区町村は、84市区町村
特定市区町村（※）は、平成19年4月時点で74であったが、平成20年4月時点においては10増加（新たに特定市区町村になったもの19、特定市区町村から外れたもの9）し、84となった。
（※）児童福祉法に基づき、待機児童が50人以上おり、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務づけられている市区町村。

1. 保育所利用児童数等の状況

(保育所定員数、利用児童数及び保育所数の推移)



(保育所待機児童数及び保育所利用率の推移)



[表1] 保育所の定員・利用児童数等の状況（（ ）内は対前年比増減）

	保育所数 (か所)	定員 (人)	利用児童数 (人)	定員充足率 (%)
平成19年	22,848	2,105,434	2,015,382	95.7
平成20年	22,909(+61)	2,120,889(+15,455)	2,022,173(+6,791)	95.3(-0.4)
うち公立	11,328(-275)	1,046,654(-16,610)	919,559(-25,023)	87.9(-0.9)
うち私立	11,581(+336)	1,074,235(+32,065)	1,102,614(+31,814)	102.6(-0.1)

① 保育所施設数

保育所の施設数は、2万2,909か所で、前年から61か所（0.3%）の増。

② 保育所定員

保育所の定員は、212万889人で、前年から1万5,455人（0.7%）の増。

③ 保育所利用児童数

保育所利用児童数は、202万2,173人で、前年から6,791人（0.3%）の増。

811市区町村において利用児童数が約2万6千人増加した一方、903市区町村において利用児童数が約2万人の減少。

④ 定員充足率

定員充足率（利用児童数÷定員）は95.3%で、0.4ポイントの減。

[表2] 年齢区別の保育所利用児童の割合

	20年保育所利用児童の割合	19年保育所利用児童の割合
3歳未満児(0~2歳)	676,590人 (21.0%)	654,754人 (20.3%)
うち0歳児	88,189 (8.1%)	84,297 (7.8%)
うち1・2歳児	588,401 (27.6%)	570,457 (26.6%)
3歳以上児	1,345,583 (40.0%)	1,360,628 (39.6%)
全年齢児計	2,022,173 (30.7%)	2,015,382 (30.2%)

（保育所利用児童の割合：当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数）

○ 保育所利用児童割合

就学前児童の保育所利用児童割合（保育所利用児童数÷就学前児童数）は30.7%で、前年の30.2%に比べ0.5%増加している。

なお、3歳未満児の保育所利用児童割合は、21.0%で、前年の20.3%に比べ0.7%増加している。

2. 保育所待機児童数の状況

	20年4月1日 (A)	19年4月1日 (B)	差 引 (A-B)
待機児童数	19,550人	17,926人	1,624人

[表3] 年齢区別の待機児童数

	20年利用児童数 (%)	20年待機児童数 (%)
低年齢児 (0~2歳)	676,590人 (33.5%)	14,864人 (76.0%)
うち0歳児	88,189 (4.4%)	2,404 (12.3%)
うち1・2歳児	588,401 (29.1%)	12,460 (63.7%)
3歳以上児	1,345,583 (66.5%)	4,686 (24.0%)
全年齢児計	2,022,173 (100.0%)	19,550 (100.0%)

○ 年齢区別待機児童数

年齢区分では、特に1・2歳児の待機児童数(12,460人、63.7%)が多い。低年齢児の待機児童数は全体の76.0%を占める。

[表4] 待機児童数の多い市区町村数

	市区町村
待機児童数100人以上	52 (45)
待機児童数50人以上100人未満	32 (29)
待機児童数1人以上50人未満	286 (294)
計	370 (368)

()は19年4月1日の数値

○ 待機児童のいる市区町村数

待機児童がいる市区町村数は370(全市区町村の20.4%)で、前年より2の増。保育計画を策定しなければならない待機児童が50人以上の市区町村は84。500人以上の待機児童がいる市は、4市(仙台市、横浜市、大阪市及び川崎市)で、前年の2市(大阪市及び横浜市)と比べ2市の増。

[表5] 都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数 (%)	待機児童数 (%)
7都府県・指定都市・中核市	1,023,559人 (50.6%)	15,187人 (77.7%)
その他の道県	998,614 (49.4%)	4,363 (22.3%)
全 国 計	2,022,173 (100.0%)	19,550 (100.0%)

○ 都市部の待機児童の状況

都市部の待機児童として、首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(政令指定都市・中核市含む)及びその他の政令指定都市・中核市の合計を見ると1万5,187人となり、全待機児童の77.7%を占める。

(データ出典)

保育所施設数、保育所定員及び保育所利用児童数

・・・18年以前—社会福祉行政業務報告(厚生労働省統計情報部)

・・・19年以降—福祉行政報告例(概数)(厚生労働省統計情報部)

待機児童数・・・保育所入所待機児童数調査(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

就学前児童数・・・平成18・19年人口推計年報(総務省統計局(各年10月1日現在))

(資料1) 受入児童数(利用児童数)が100人以上増加した地方自治体

(平成20年4月1日現在)

順位	都道府県	市区町村	受入児童増加数 (H20.4.1に おける対前年)	順位	都道府県	市区町村	受入児童増加数 (H20.4.1に おける対前年)
			人				人
1	神奈川県	横浜市	807	27	宮城県	仙台市	144
2	神奈川県	川崎市	655	28	福島県	いわき市	142
3	北海道	札幌市	517	29	京都府	舞鶴市	139
4	広島県	広島市	465	30	静岡県	浜松市	133
5	福岡県	福岡市	455	31	東京都	荒川区	130
6	兵庫県	神戸市	411	32	東京都	品川区	128
7	東京都	世田谷区	340	33	宮城県	大崎市	123
8	埼玉県	さいたま市	330	34	埼玉県	上尾市	119
9	東京都	江東区	303	35	大阪府	高槻市	118
10	新潟県	新潟市	293	35	宮崎県	宮崎市	118
11	埼玉県	川口市	292	37	沖縄県	うるま市	117
12	愛知県	名古屋市	238	37	千葉県	船橋市	117
13	愛知県	豊田市	236	39	神奈川県	鎌倉市	114
14	千葉県	市川市	233	40	沖縄県	沖縄市	113
14	沖縄県	那覇市	233	41	兵庫県	西宮市	112
16	神奈川県	相模原市	227	42	神奈川県	藤沢市	111
17	鹿児島県	鹿児島市	220	42	京都府	京都市	111
18	島根県	松江市	181	44	沖縄県	宜野湾市	109
18	島根県	出雲市	181	44	熊本県	熊本市	109
20	千葉県	千葉市	172	46	京都府	宇治市	106
21	千葉県	柏市	170	46	奈良県	生駒市	106
22	沖縄県	豊見城市	167	48	神奈川県	横須賀市	105
23	兵庫県	明石市	163	49	熊本県	合志市	104
24	福島県	福島市	159	50	京都府	木津川市	102
25	群馬県	高崎市	150	50	大分県	大分市	102
26	大阪府	堺市	149		合計		10,679

(資料2) 市区町村別保育所利用児童数の増減

(平成20年度－平成19年度)

都道府県	利用児童数が増加した市区町村での累計		利用児童数が減少した市区町村での累計		計	利用児童数に変動がない市区町村数		政令指定都市・中核市	利用児童数の増加数		利用児童数の減少数		計
	人	市区町村数	人	市区町村数		人	市区町村数		人	市区町村数	人	市区町村数	
1 北海道	615	68	△ 945	91	△ 330	18	48	札幌市	517			517	
2 青森県	179	18	△ 523	21	△ 344	0	49	仙台市	144			144	
3 岩手県	141	13	△ 385	18	△ 244	3	50	さいたま市	330			330	
4 宮城県	449	16	△ 229	17	220	2	51	千葉市	172			172	
5 秋田県	252	9	△ 158	15	94	0	52	横浜市	807			807	
6 山形県	260	15	△ 372	19	△ 112	1	53	川崎市	655			655	
7 福島県	460	23	△ 323	30	137	5	54	新潟市	293			293	
8 茨城県	740	26	△ 267	17	473	1	55	静岡市		△ 216		△ 216	
9 栃木県	214	12	△ 363	17	△ 149	1	56	浜松市	133			133	
10 群馬県	579	22	△ 393	13	186	3	57	名古屋市	238			238	
11 埼玉県	1,646	40	△ 289	28	1,357	0	58	京都市	111			111	
12 千葉県	683	20	△ 725	31	△ 42	2	59	大阪市		△ 65		△ 65	
13 東京都	2,238	43	△ 246	16	1,992	3	60	堺市	149			149	
14 神奈川県	568	17	△ 201	11	367	1	61	神戸市	411			411	
15 新潟県	81	10	△ 614	20	△ 533	0	62	広島市	465			465	
16 富山県	44	3	△ 381	11	△ 337	0	63	北九州市		△ 193		△ 193	
17 石川県	83	3	△ 517	14	△ 434	1	64	福岡市	455			455	
18 福井県	209	4	△ 157	13	52	0	政令指定都市計		4,880	△ 474		4,406	
19 山梨県	143	6	△ 450	21	△ 307	1	65	旭川市	12			12	
20 長野県	183	24	△ 1,035	51	△ 852	5	66	函館市	45			45	
21 岐阜県	372	16	△ 751	24	△ 379	1	67	青森市		△ 31		△ 31	
22 静岡県	506	19	△ 289	18	217	2	68	盛岡市	63			63	
23 愛知県	477	28	△ 1,074	27	△ 597	2	69	秋田市	17			17	
24 三重県	264	12	△ 386	17	△ 122	0	70	郡山市	92			92	
25 滋賀県	435	11	△ 232	15	203	0	71	いわき市	142			142	
26 京都府	423	10	△ 467	15	△ 44	0	72	宇都宮市	66			66	
27 大阪府	706	26	△ 258	13	448	0	73	川崎市	57			57	
28 兵庫県	530	18	△ 511	20	19	0	74	船橋市	117			117	
29 奈良県	310	14	△ 243	15	67	9	75	柏市	170			170	
30 和歌山県	122	7	△ 462	21	△ 340	1	76	横浜狭山市	105			105	
31 鳥取県	97	6	△ 131	9	△ 34	4	77	相模原市	227			227	
32 島根県	643	15	△ 46	5	597	1	78	富山市	86			86	
33 岡山県	288	11	△ 217	11	71	3	79	金沢市		△ 235		△ 235	
34 広島県	109	5	△ 342	15	△ 233	1	80	長野市		△ 169		△ 169	
35 山口県	141	7	△ 354	11	△ 213	1	81	岐阜市		△ 188		△ 188	
36 徳島県	90	10	△ 205	14	△ 115	0	82	豊橋市		△ 175		△ 175	
37 香川県	147	8	△ 122	8	25	0	83	豊田市	236			236	
38 愛媛県	36	5	△ 477	14	△ 441	0	84	岡崎市	17			17	
39 高知県	65	7	△ 402	23	△ 337	3	85	高崎市	118			118	
40 福岡県	738	33	△ 674	30	64	0	86	東大阪市	3			3	
41 佐賀県	254	8	△ 267	11	△ 13	1	87	姫路市	71			71	
42 長崎県	154	9	△ 312	10	△ 158	3	88	西宮市	112			112	
43 熊本県	520	23	△ 415	22	105	2	89	奈良市		△ 112		△ 112	
44 大分県	160	12	△ 103	5	57	0	90	和歌山市		△ 226		△ 226	
45 宮崎県	229	15	△ 110	11	119	3	91	岡山市		△ 56		△ 56	
46 鹿児島県	331	21	△ 302	20	29	4	92	倉敷市	68			68	
47 沖縄県	1,086	22	△ 98	11	988	8	93	福山市	81			81	
都道府県計	19,000	770	△ 17,823	889	1,177	96	94	下関市	7			7	
							95	高松市		△ 20		△ 20	
							96	松山市	39			39	
							97	高知市				0	
							98	久留米市		△ 42		△ 42	
							99	長崎市		△ 38		△ 38	
							100	熊本市	109			109	
							101	大分市	102			102	
							102	宮崎市	118			118	
							103	鹿児島市	220			220	
							中核市計		2,500	△ 1,292		1,208	
							合計		26,380	△ 19,589		6,791	

*注1 利用児童数は、雇用均等・児童家庭局 保育課 調
*注2 都道府県の数値には、政令指定都市・中核市は含まず
*注3 市区町村の総数は1,811(平成20年4月1日現在)。

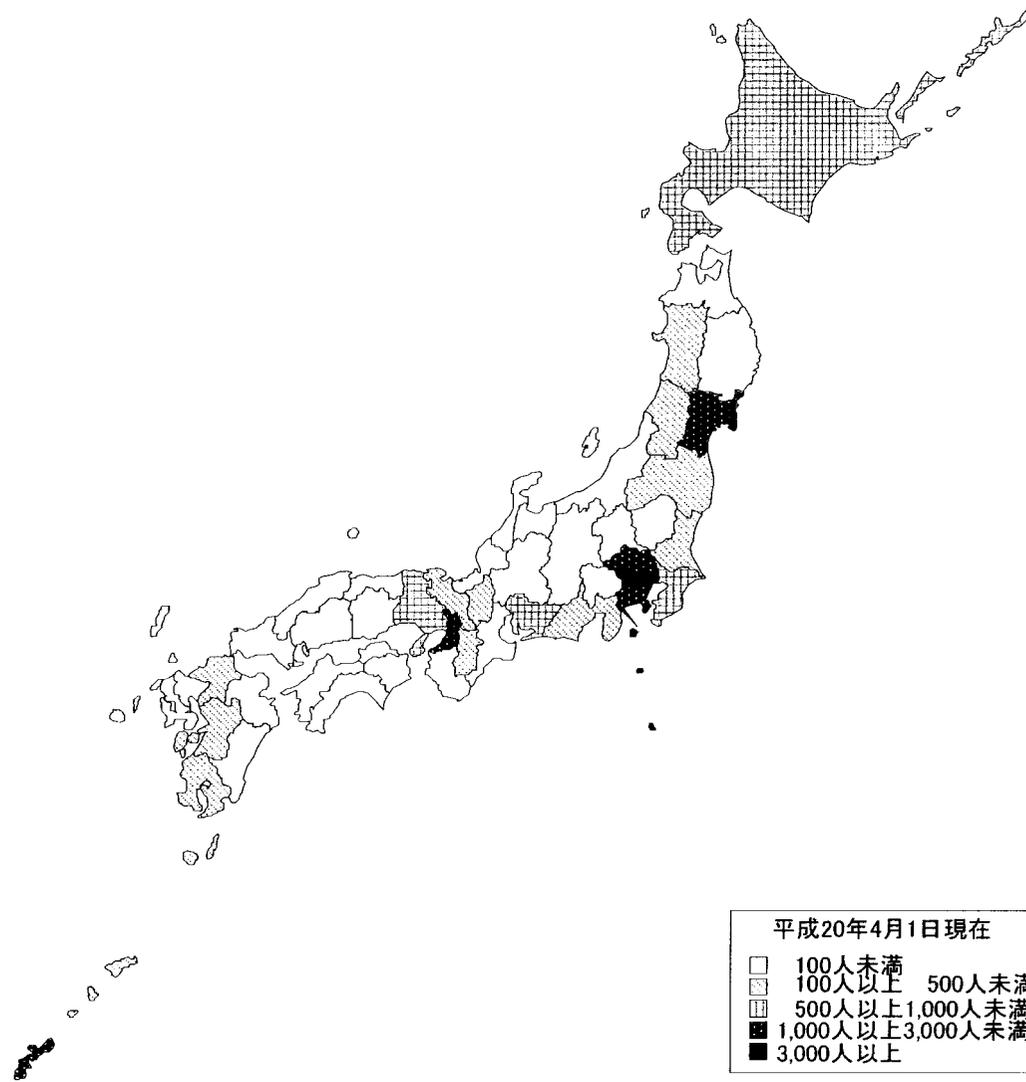
(資料3) 都道府県・政令指定都市・中核市別 保育所待機児童数 集約表

(平成20年4月1日現在)

都道府県	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数	政令指定都市 中核市	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数
	か所	人	人	人		か所	人	人	人
1 北海道	538	40,272	34,462	38	48 札幌市	190	17,015	17,742	271
2 青森県	388	26,796	25,895	25	49 仙台市	117	10,764	11,494	740
3 岩手県	294	20,656	20,013	46	50 さいたま市	119	10,383	10,689	219
4 宮城県	215	16,024	15,432	530	51 千葉市	93	10,082	10,555	335
5 秋田県	197	17,426	16,798	59	52 横浜市	402	35,582	34,249	707
6 山形県	235	19,962	19,441	211	53 川崎市	135	12,785	13,475	583
7 福島県	213	17,342	16,691	178	54 新潟市	201	17,915	17,668	0
8 茨城県	465	41,523	41,143	284	55 静岡市	102	11,180	10,959	22
9 栃木県	276	22,975	22,557	36	56 浜松市	84	8,125	8,457	95
10 群馬県	420	40,230	41,434	31	57 名古屋市	282	32,858	31,683	428
11 埼玉県	731	63,280	62,528	889	58 京都市	255	24,420	25,572	99
12 千葉県	529	51,542	47,717	531	59 大阪市	352	40,777	40,418	696
13 東京都	1,689	166,552	164,664	5,479	60 堺市	98	11,434	12,440	311
14 神奈川県	287	28,136	28,375	476	61 神戸市	189	18,743	18,805	487
15 新潟県	499	42,867	37,329	11	62 広島市	160	20,385	19,644	37
16 富山県	227	20,890	18,936	0	63 北九州市	157	15,924	15,277	0
17 石川県	267	27,580	23,191	0	64 福岡市	171	23,615	24,386	303
18 福井県	276	24,960	23,643	0	政令指定都市計	3,107	321,987	323,513	5,333
19 山梨県	238	21,093	19,403	0	65 旭川市	53	3,974	4,344	223
20 長野県	516	52,028	44,424	0	66 函館市	50	3,875	3,397	0
21 岐阜県	383	40,656	34,774	3	67 青森市	87	5,720	6,116	9
22 静岡県	324	31,615	30,316	193	68 盛岡市	52	4,775	4,912	29
23 愛知県	732	91,039	76,659	100	69 秋田市	45	3,910	3,901	122
24 三重県	433	39,911	36,366	43	70 郡山市	38	3,060	3,299	0
25 滋賀県	245	25,242	24,684	262	71 いわき市	62	5,810	5,321	0
26 京都府	235	25,356	22,520	46	72 宇都宮市	71	6,090	6,707	40
27 大阪府	618	65,531	65,925	362	73 川越市	33	2,655	2,678	108
28 兵庫県	548	45,129	43,046	117	74 船橋市	58	6,784	6,868	51
29 奈良県	149	17,496	15,346	80	75 柏市	32	3,606	3,551	43
30 和歌山県	168	16,512	12,902	7	76 横須賀市	39	3,636	3,714	61
31 鳥取県	193	16,990	15,690	0	77 相模原市	67	7,458	7,574	305
32 島根県	272	19,090	18,756	73	78 富山市	86	9,840	9,403	0
33 岡山県	197	16,135	14,973	41	79 金沢市	111	11,200	11,177	0
34 広島県	332	26,034	21,984	10	80 長野市	86	8,345	8,075	0
35 山口県	255	20,450	18,795	7	81 岐阜市	48	5,320	4,596	0
36 徳島県	217	15,940	13,590	30	82 豊橋市	55	8,390	8,544	0
37 香川県	134	12,395	11,042	0	83 豊田市	59	8,485	5,439	16
38 愛媛県	270	20,557	17,234	0	84 岡崎市	53	7,680	6,443	0
39 高知県	190	13,215	10,375	0	85 高槻市	37	3,995	4,352	76
40 福岡県	484	46,690	44,725	72	86 東大阪市	58	6,206	6,841	156
41 佐賀県	218	20,155	19,184	0	87 姫路市	85	9,767	9,642	32
42 長崎県	338	23,305	22,000	15	88 西宮市	49	4,250	4,757	134
43 熊本県	453	32,125	31,802	98	89 奈良市	43	5,725	4,781	126
44 大分県	219	14,305	13,917	0	90 和歌山市	59	7,120	6,116	0
45 宮崎県	290	19,440	18,387	0	91 岡山市	114	12,857	13,009	0
46 鹿児島県	357	22,709	22,900	72	92 倉敷市	87	9,960	10,250	24
47 沖縄県	367	29,343	31,421	1,808	93 福山市	120	11,381	10,831	0
都道府県計	17,121	1,529,499	1,433,389	12,263	94 下関市	59	5,395	4,820	16
					95 高松市	72	8,034	8,020	0
					96 松山市	61	5,705	5,615	47
					97 高知市	86	9,305	9,048	55
					98 久留米市	66	7,105	6,700	4
					99 長崎市	100	7,850	7,870	74
					100 熊本市	132	12,330	12,913	6
					101 大分市	64	6,036	6,297	1
					102 宮崎市	110	7,935	8,619	0
					103 鹿児島市	94	7,834	8,731	196
					中核市計	2,681	269,403	265,271	1,954
					合計	22,909	2,120,889	2,022,173	19,550

* 都道府県の数値には、政令指定都市・中核市は含まず。

(資料4) 20/4/1 全国待機児童マップ (都道府県別)



平成20年4月1日現在

□	100人未満	(26)
▨	100人以上 500人未満	(13)
▩	500人以上1,000人未満	(3)
■	1,000人以上3,000人未満	(4)
■	3,000人以上	(1)

都道府県	待機児童数
	人
北海道	532
青森県	34
岩手県	75
宮城県	1,270
秋田県	181
山形県	211
福島県	178
茨城県	284
栃木県	76
群馬県	31
埼玉県	1,216
千葉県	960
東京都	5,479
神奈川県	2,132
新潟県	11
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	3
静岡県	310
愛知県	544
三重県	43
滋賀県	262
京都府	145
大阪府	1,601
兵庫県	770
奈良県	206
和歌山県	7
鳥取県	0
島根県	73
岡山県	65
広島県	47
山口県	23
徳島県	30
香川県	0
愛媛県	47
高知県	55
福岡県	379
佐賀県	0
長崎県	89
熊本県	104
大分県	1
宮崎県	0
鹿児島県	268
沖縄県	1,808
計	19,550

※ 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

(資料5) 保育計画を策定する市区町村(50人以上)

(平成20年4月1日現在)

順位	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減	順位	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
			人					人	
1	宮城県	仙台市	740	350	53	京都府	京都市	99	10
2	神奈川県	横浜市	707	131	54	埼玉県	新座市	98	51
3	大阪府	大阪市	696	△ 48	54	東京都	日野市	98	21
4	神奈川県	川崎市	583	118	56	滋賀県	大津市	96	48
5	兵庫県	神戸市	487	△ 2	57	静岡県	浜松市	95	△ 24
6	愛知県	名古屋市	428	86	58	沖縄県	読谷村	89	24
7	東京都	世田谷区	335	86	59	埼玉県	所沢市	88	△ 37
7	千葉県	千葉市	335	6	59	東京都	杉並区	88	75
9	東京都	八王子市	331	△ 5	61	東京都	小金井市	87	21
10	大阪府	堺市	311	△ 38	62	大阪府	吹田市	83	26
11	神奈川県	相模原市	305	△ 17	63	大阪府	高槻市	76	△ 12
12	福岡県	福岡市	303	85	64	東京都	武蔵野市	74	19
13	北海道	札幌市	271	59	64	長崎県	長崎市	74	△ 2
14	沖縄県	沖縄市	256	△ 19	66	埼玉県	川口市	70	△ 7
15	東京都	練馬区	254	11	66	東京都	国分寺市	70	22
16	東京都	大田区	242	98	68	沖縄県	北谷町	69	48
17	沖縄県	宜野湾市	239	0	69	東京都	東久留米市	68	21
18	東京都	板橋区	236	48	70	大阪府	八尾市	67	△ 5
19	東京都	町田市	234	95	71	沖縄県	石垣市	64	20
19	沖縄県	浦添市	234	49	72	神奈川県	横須賀市	61	41
21	沖縄県	那覇市	230	△ 149	73	東京都	新宿区	60	34
22	北海道	旭川市	223	19	73	東京都	武蔵村山市	60	26
23	東京都	江東区	219	△ 133	75	埼玉県	伊奈町	58	13
23	埼玉県	さいたま市	219	△ 1	75	東京都	豊島区	58	27
25	東京都	足立区	205	△ 8	75	兵庫県	宝塚市	58	29
26	東京都	調布市	204	15	78	茨城県	水戸市	57	△ 55
27	東京都	江戸川区	202	△ 17	78	東京都	小平市	57	△ 2
28	山形県	山形市	199	6	80	沖縄県	南城市	55	11
29	鹿児島県	鹿児島市	196	98	80	高知県	高知市	55	△ 5
30	東京都	府中市	188	24	82	福島県	福島市	54	20
31	東京都	墨田区	187	41	83	沖縄県	名護市	53	38
32	東京都	港区	168	29	84	千葉県	船橋市	51	11
33	大阪府	東大阪市	156	△ 41	50人～99人 小計			2,290	507
34	東京都	西東京市	152	8	50人～99人、100人以上 合計			14,784	2,075
35	東京都	中野区	144	73					
36	千葉県	市川市	143	33					
37	沖縄県	うるま市	140	△ 19					
38	宮城県	大崎市	137	56					
39	東京都	三鷹市	134	13					
39	兵庫県	西宮市	134	98					
41	東京都	立川市	126	△ 6					
41	奈良県	奈良市	126	53					
43	東京都	文京区	124	76					
43	沖縄県	糸満市	124	66					
45	秋田県	秋田市	122	△ 18					
46	東京都	東村山市	121	20					
47	東京都	品川区	115	42					
48	東京都	多摩市	112	2					
49	埼玉県	川越市	108	2					
50	東京都	目黒区	106	55					
51	千葉県	浦安市	102	9					
52	神奈川県	茅ヶ崎市	101	29					
100人以上 小計			12,494	1,568					

(資料6) 保育所待機児童数100人以上増減のあった地方自治体

1. 待機児童数が100人以上減少した市区町村

順位	都道府県	市区町村	H20.4.1 待機児童数	H19.4.1 待機児童数	減少
1	沖縄県	那覇市	230	379	△ 149
2	東京都	江東区	219	352	△ 133

2. 待機児童数が100人以上増加した市区町村

順位	都道府県	市区町村	H20.4.1 待機児童数	H19.4.1 待機児童数	増加
1	宮城県	仙台市	740	390	350
2	神奈川県	横浜市	707	576	131
3	神奈川県	川崎市	583	465	118

(参 考)

主な市の待機児童等の状況

[仙台市] (人)

	19年4月1日	20年4月1日	差 引
就学前児童数	55,168	54,664	△504
保育所数	115	117	2
定員数	10,584	10,764	180
利用児童数	11,350	11,494	144
待機児童数	390	740	350

女性の就業率の増加等により、保育需要が高まっている。

また、宅地開発や再開発・区画整理事業等が進み、青葉区、宮城野区、太白区において待機児童数が倍増した。

今後も保育需要がさらに伸びることが見込まれており、認可保育所の整備や家庭保育福祉員の拡充等により待機児童解消を図る。

[横浜市] (人)

	19年4月1日	20年4月1日	差 引
就学前児童数	196,763	195,898	△865
保育所数	383	402	19
定員数	33,944	35,582	1,638
利用児童数	33,442	34,249	807
待機児童数	576	707	131

平成19年度については、19か所の保育所の新設、既存保育所の増改築及び定員増により、前年比1,638人の定員増を行ったが、女性の就労意欲の高まり等により入所申込が増加し、待機児童が131人増加した。

平成20年度は、16か所の新設等で1,075人の定員増を図る予定。今後もマンション建設などにより、保育需要は高まっていくものと考えられ、保育所の新設整備を中心に定員増を図っていく。

[川崎市]

(人)

	19年4月1日	20年4月1日	差引
就学前児童数	76,735	77,817	1,082
保育所数	123	135	12
定員数	12,250	12,785	535
利用児童数	12,820	13,475	655
待機児童数	465	583	118

平成19年度については、保育所の新設、公立保育所の建て替え民営化、小規模保育所の整備等により、前年比535人の定員増を行ったが、工場跡地などに大規模マンションが建築され、就学前児童数が予想より増加し、待機児童が118人増加した。

平成20年度は、6か所の保育所新設、既存施設の増改築、公立保育所の建て替え民営化等で定員増を図る予定。

今後も大規模マンションの建築又は計画がされており、子育て家庭の転入増が見込まれており、一層の保育需要の高まりが予想される。

そのため、保育所の新設、公立保育所の民営化に伴う定員増を図っていく。

[江東区]

(人)

	19年4月1日	20年4月1日	差引
就学前児童数	22,692	23,158	466
保育所数	58	62	4
定員数	5,722	6,061	339
利用児童数	5,685	5,988	303
待機児童数	352	219	△133

豊洲地区など臨海部を中心に、マンションの建設ラッシュによって、就学前人口が増加している。

そのため、大規模マンション開発時に、区のマンション指導要綱に基づく事業者との事前協議において、マンション内の保育所整備について積極的に要請している。

今後も、マンション内への整備、用地買収、既存の公共施設の転用など、あらゆる手法を用いて、計画的な整備を進めていく。

報道発表

平成20年6月12日
文部科学省・厚生労働省
幼保連携推進室

認定こども園に係るアンケート調査の結果について ～保護者の8割・施設の9割が認定こども園を評価～

認定こども園制度が一層積極的に活用されるよう、地方公共団体、施設や保護者の要望や意見を把握するために、幼保連携推進室において平成20年3月にアンケート調査を実施しました。今般、その調査結果を取りまとめましたので公表いたします。

1. 調査対象

認定を受けた施設を利用している保護者
認定を受けた施設
認定を受けた施設のある市町村
都道府県

2. 調査基準日

平成20年3月1日

3. 調査項目

1. 認定を受けた施設を利用している保護者に対する調査
 - (1) 認定を受けたことへの評価
 - (2) 評価している点
 - (3) 今後の認定こども園のあり方

2. 認定を受けた施設に対する調査
 - (1) 認定こども園の認定を受けた理由
 - (2) 認定を受けた感想
 - (3) 認定を受けて良かったと考える点
 - (4) 認定を受ける際の準備段階における問題
 - (5) 行政が取り組むべき課題

3. 認定を受けた施設がある市町村に対する調査

- (1) 国として取り組むべき課題
- (2) 県として取り組むべき課題
- (3) 市として取り組むべき課題

4. 都道府県に係る調査

- (1) 国として取り組むべき課題
- (2) 県として取り組むべき課題
- (3) 認定を行われていない、あるいは認定・認定申請数が見込みよりも少ない理由

(お問い合わせ)

文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室

【文部科学省初等中等教育局幼児教育課】

幼保連携推進専門官: 森 昭一郎

認定こども園企画係: 岩間 久美子

電話: 03-6734-3136(直通)

03-5253-4111(内線3136)

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】

課長補佐: 伊藤 経人

認定こども園指導係: 乃村 久代・戒脇 伸晃

電話: 03-3595-2542(直通)

03-5253-1111(内線7920)

認定こども園に係るアンケート調査の結果について
～保護者の8割・施設の9割が認定こども園を評価～

○ 調査の趣旨について

認定こども園制度については、平成18年10月に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」に基づき、運用しているところである。

認定こども園の認定件数は着実に増えつつあるが、制度創設から1年以上が経過し、現場における運用上の課題についての指摘の声もあることから、地方公共団体をはじめ施設や保護者の要望や意見を把握し、認定こども園が一層積極的に活用されるよう、本年3月に今回の調査を実施したところである。

○ 調査対象について

今回の調査は、都道府県を通じ、認定を受けた施設を利用している保護者、認定を受けた施設、認定を受けた施設のある市町村及びすべての都道府県に対して実施した。（調査時点：平成20年3月1日現在）

その回答数は以下のとおりである。

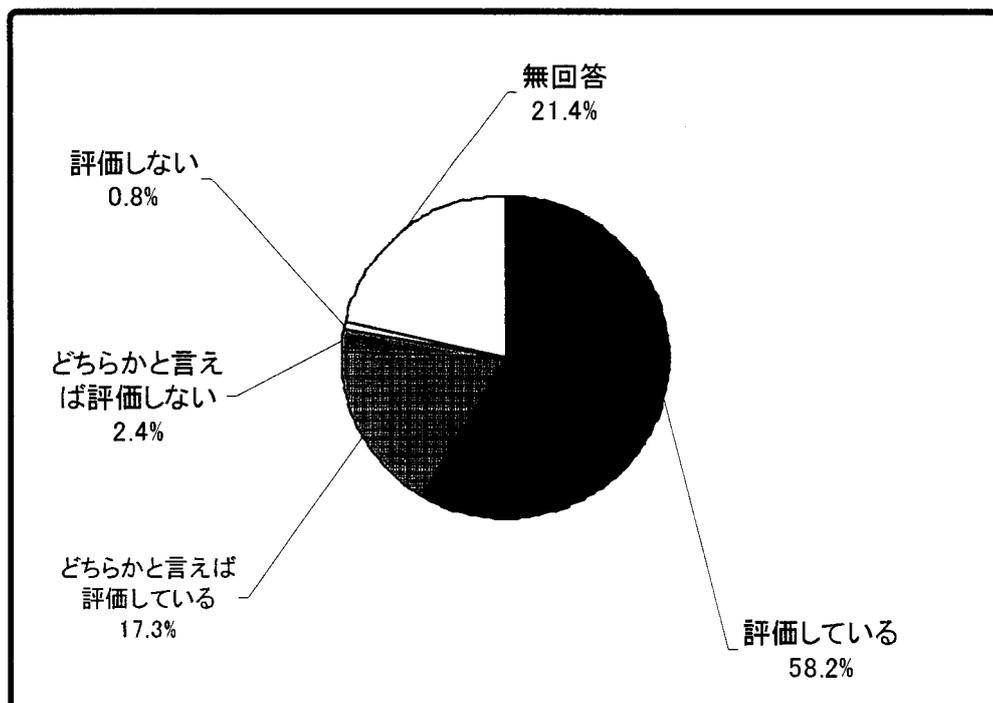
- (1) 認定を受けた施設を利用している保護者 . . . 1 1 7 0
- (2) 認定を受けた施設 1 3 0
- (3) 認定を受けた施設のある市町村 9 6
- (4) 都道府県 4 7

1 認定を受けた施設を利用している保護者に対する調査の結果について

- 認定を受けた施設を利用している保護者の8割近くが、認定こども園を評価している。
- 具体的には、「保育時間が柔軟に選べる」、「就労の有無にかかわらず施設利用」、「教育活動の充実」などの点で評価している。
- 回答のあった保護者の9割近くが、今後とも認定こども園制度を推進していくべきであると答えている。

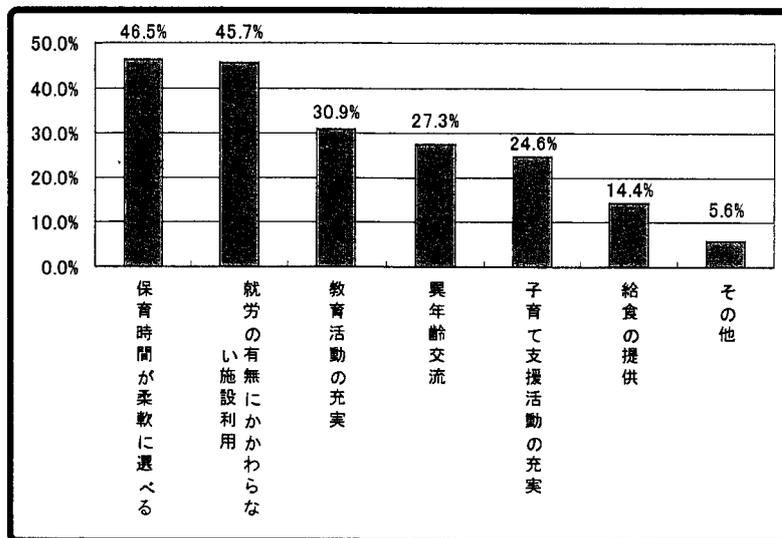
(1) 認定を受けたことへの評価について

「評価している」及び「どちらかと言えば評価している」と答える保護者の割合は75.5%となっており、8割近くの保護者から、認定こども園は評価を受けている。



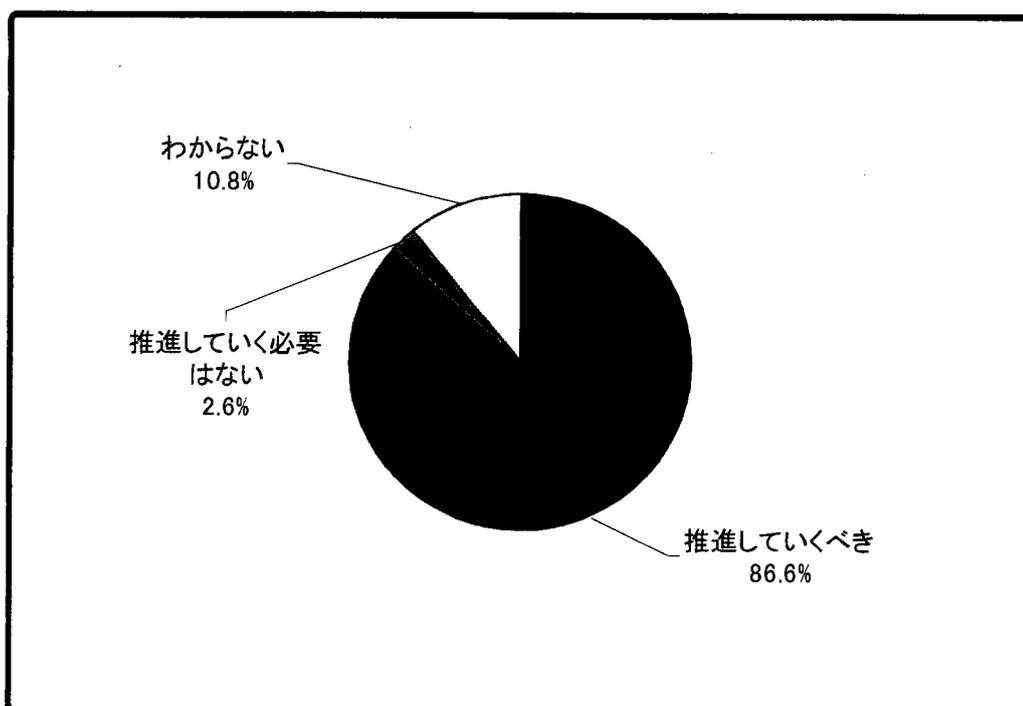
(2) 評価している点について（複数回答）

具体的には、「保育時間が柔軟に選べること」、「就労の有無にかかわらず施設利用」や「教育活動の充実」などの点が評価されている。



(3) 今後の認定こども園制度のあり方について

回答のあった保護者の9割近くが、今後とも認定こども園制度を推進していくべきとしている。



2 認定を受けた施設に対する調査の結果について

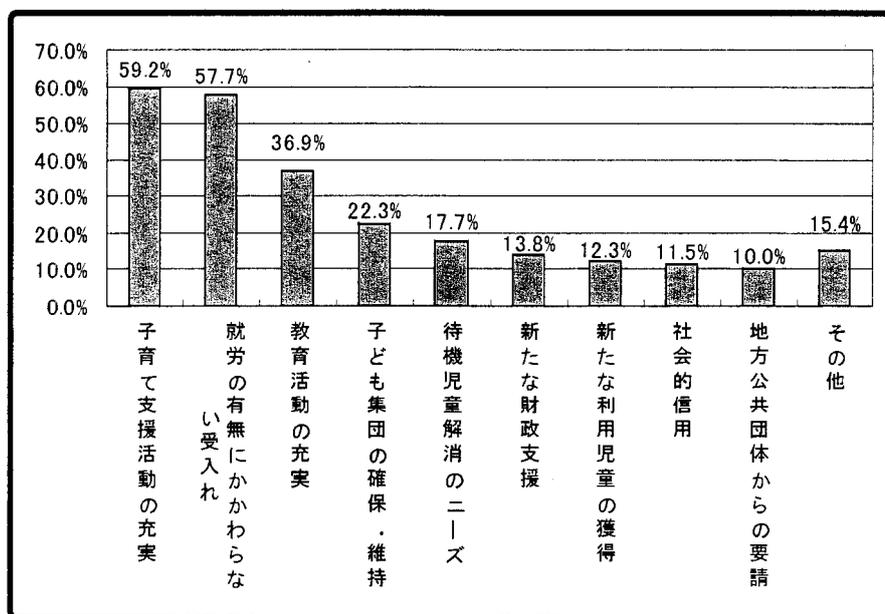
- 認定こども園の認定を受けた施設の9割以上が、認定を受けたことを良かったと答えている。
- 具体的には、「子育て支援活動の充実」(特に幼稚園型)、「就労の有無にかかわらずの受入れ」(特に保育所型)、「教育活動の充実」などを挙げている。
- しかしその一方、行政が取り組むべき課題として、「文科省と厚労省との連携」、「財務状況の改善」、「会計事務処理の簡素化」などが挙げられている。

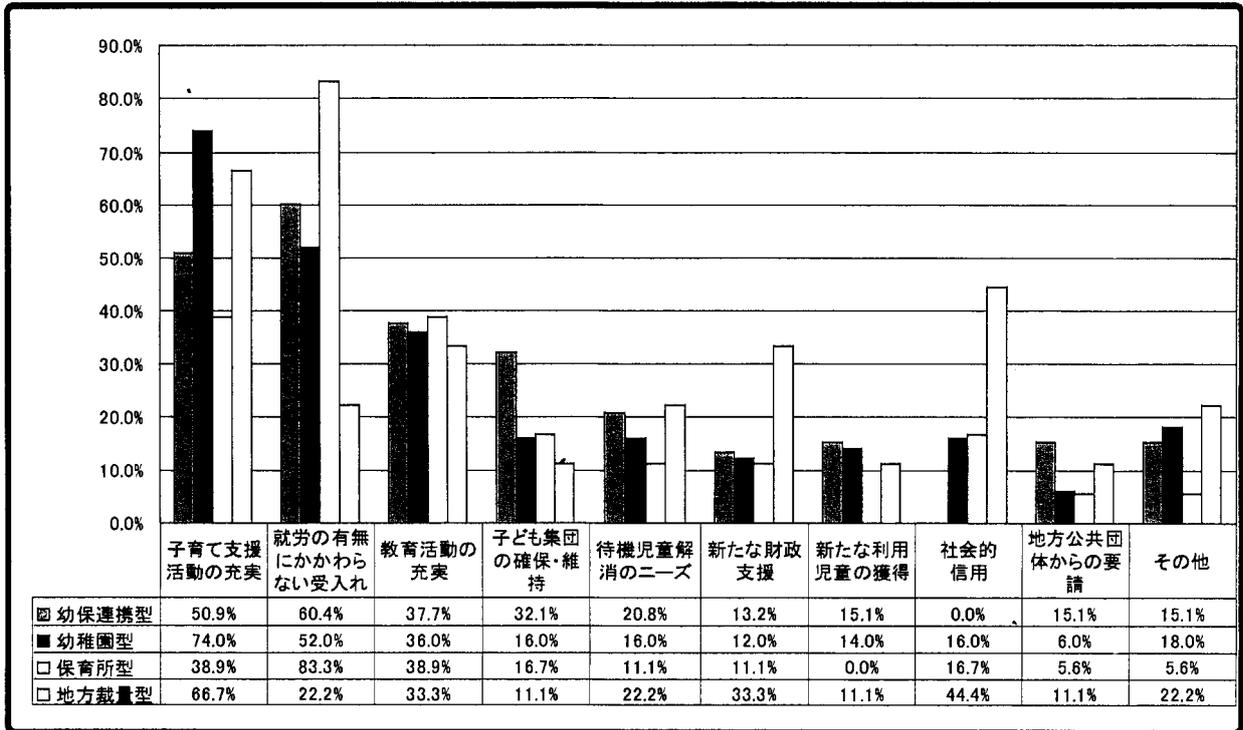
(1) 認定こども園の認定を受けた理由について(複数回答)

5割以上の施設が認定を受けた理由として、「子育て支援活動の充実」と、「就労の有無に関わらない受入れ」を挙げている。

類型別に見ると、幼稚園型では「子育て支援活動の充実」が、保育所型では「就労の有無にかかわらずの受入れ」がそれぞれ一番多く挙がっており、認定こども園制度の趣旨や特色を反映した回答となっている。

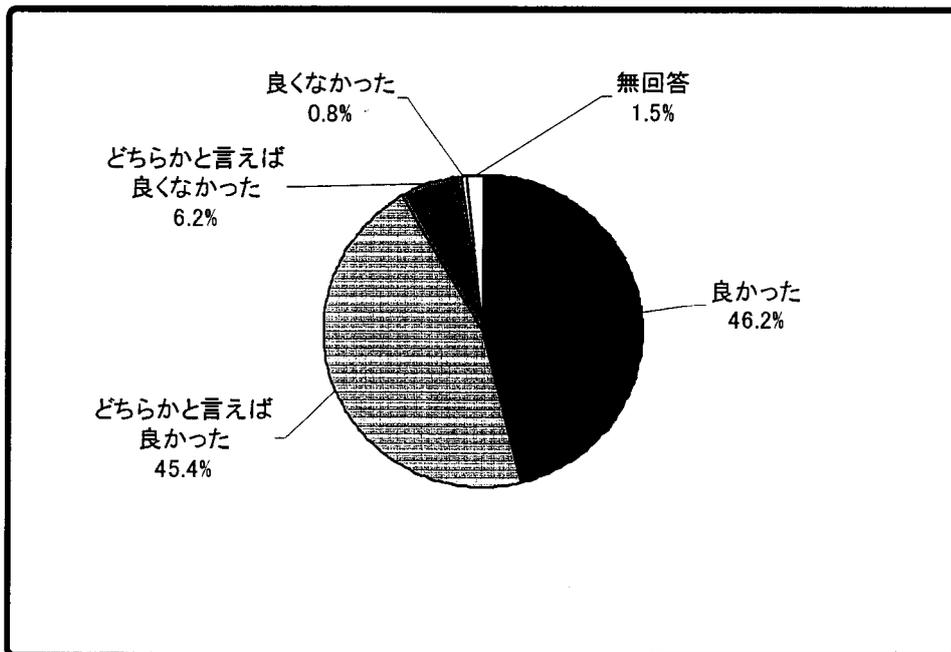
地方裁量型については、「新たな財政支援」や「社会的信用の向上」が多く挙げられている。



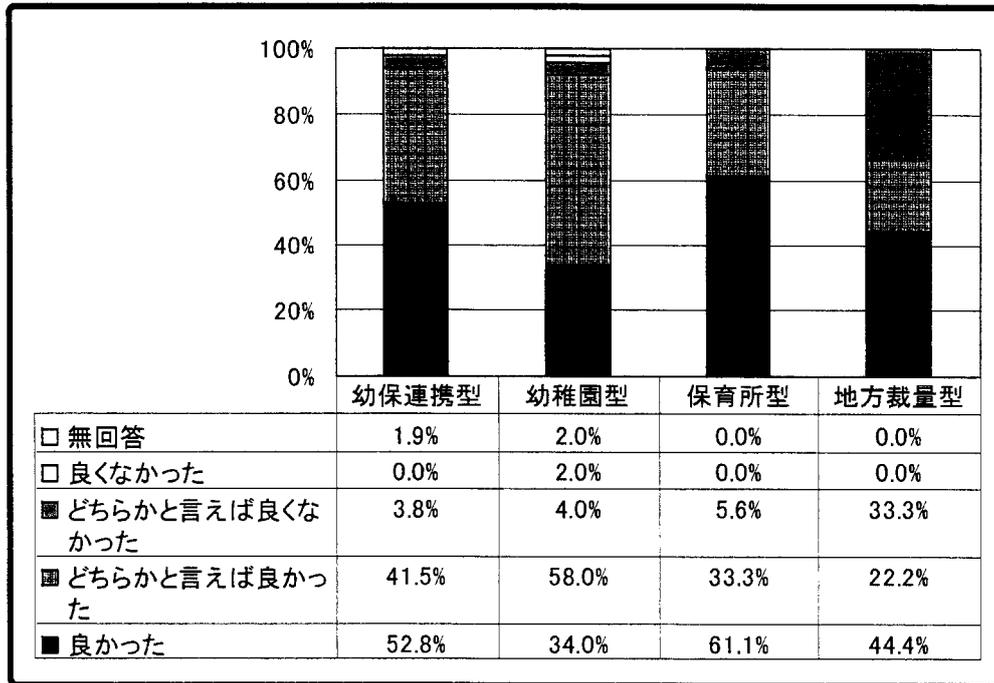


(2) 認定を受けた感想について

認定こども園の認定を受けた施設の9割以上が、認定を受けたことを良かったと答えている。



〈類型別〉

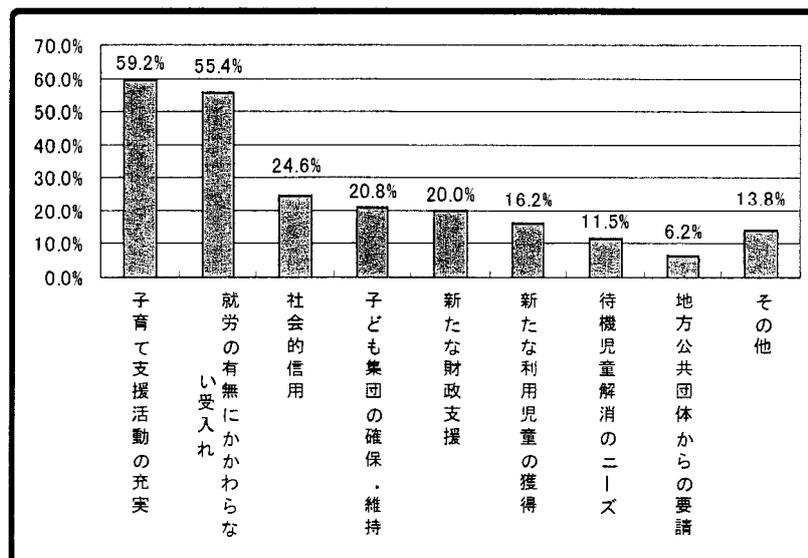


(3) 認定を受けて良かったと考える点について（複数回答）

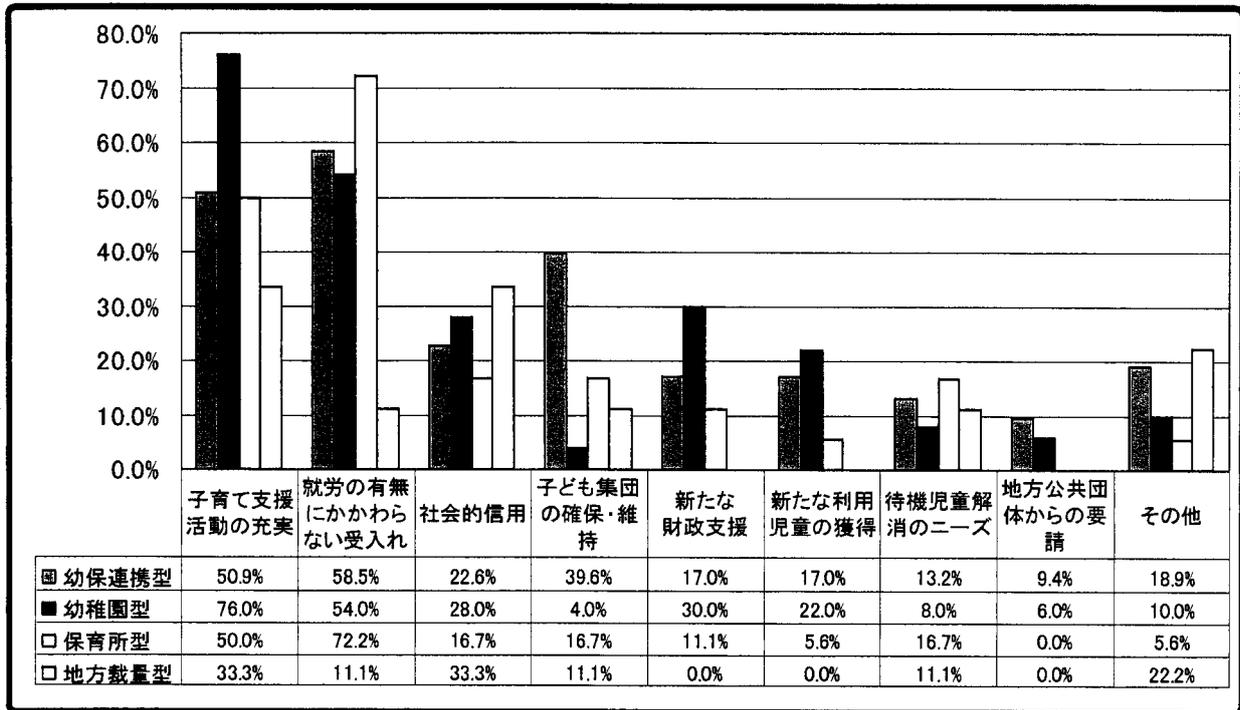
5割以上の施設が、「子育て支援活動の充実」と、「就労の有無に関わらない受入れ」を挙げている。

類型別に見ると、幼稚園型では「子育て支援活動の充実」が、保育所型では「就労の有無にかかわらない受け入れ」が一番多く挙げられている。

地方裁量型については、「社会的信用」については得られたが、「新たな財政支援」について挙げた施設はなかった。

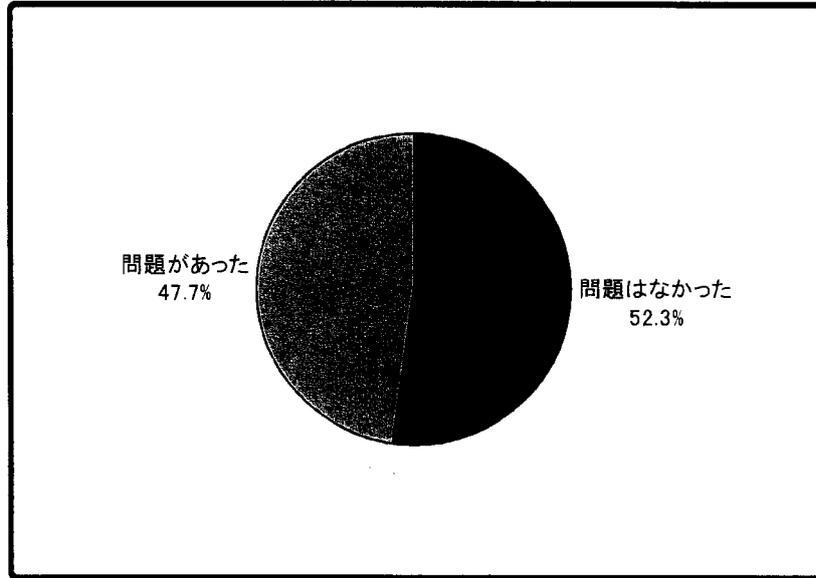


〈類型別〉

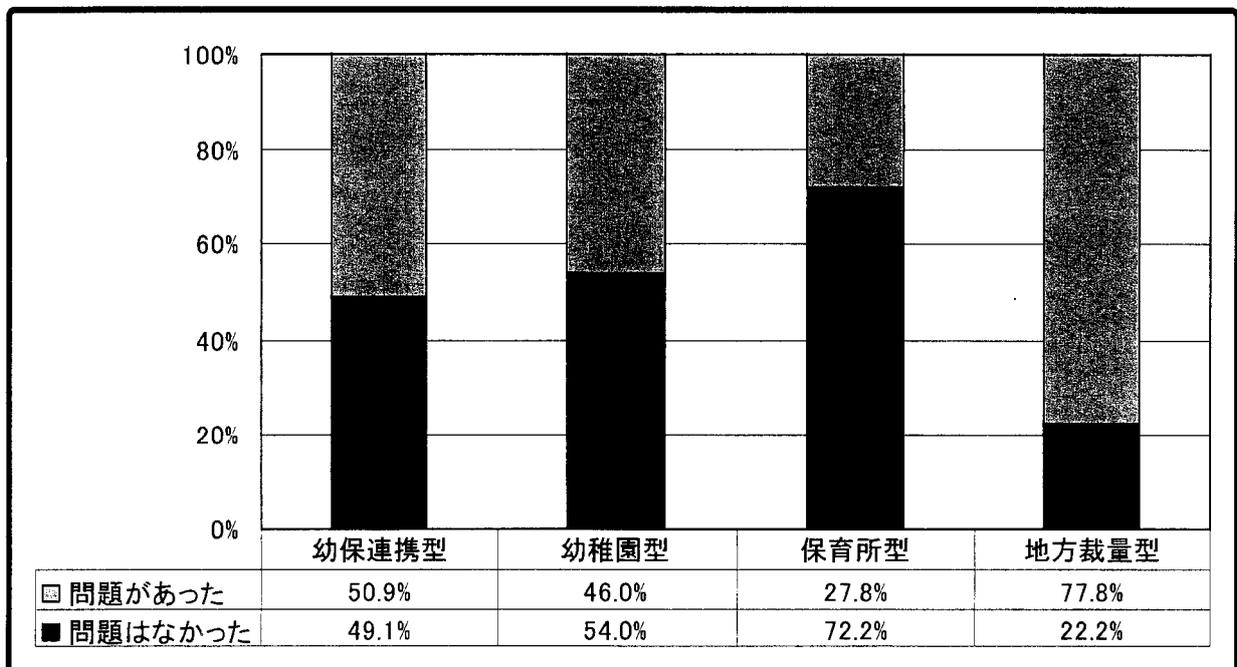


(4) 認定を受ける際の準備段階における問題について

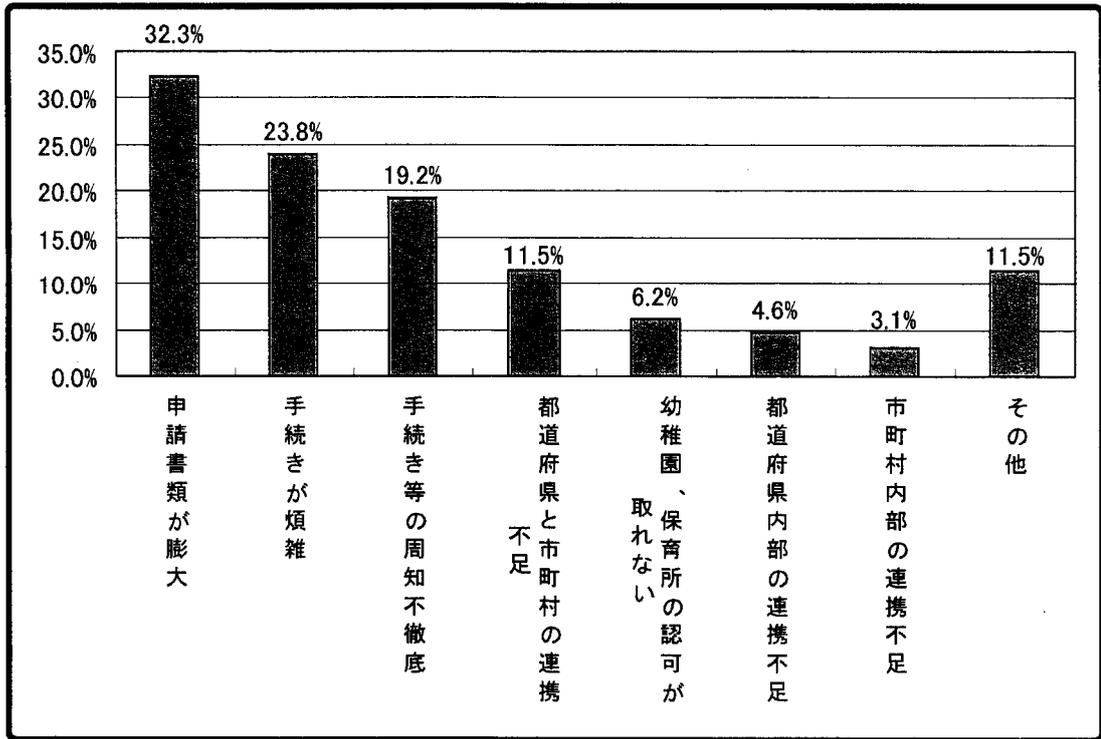
認定を受ける際の準備段階においては、特に施設類型による大きな違いは見られず、5割以上の施設が問題はなかったと答える一方、同程度の割合の施設が問題があったと答えており、その理由として「申請書類が膨大」、「手続きが煩雑」などが挙げられている。



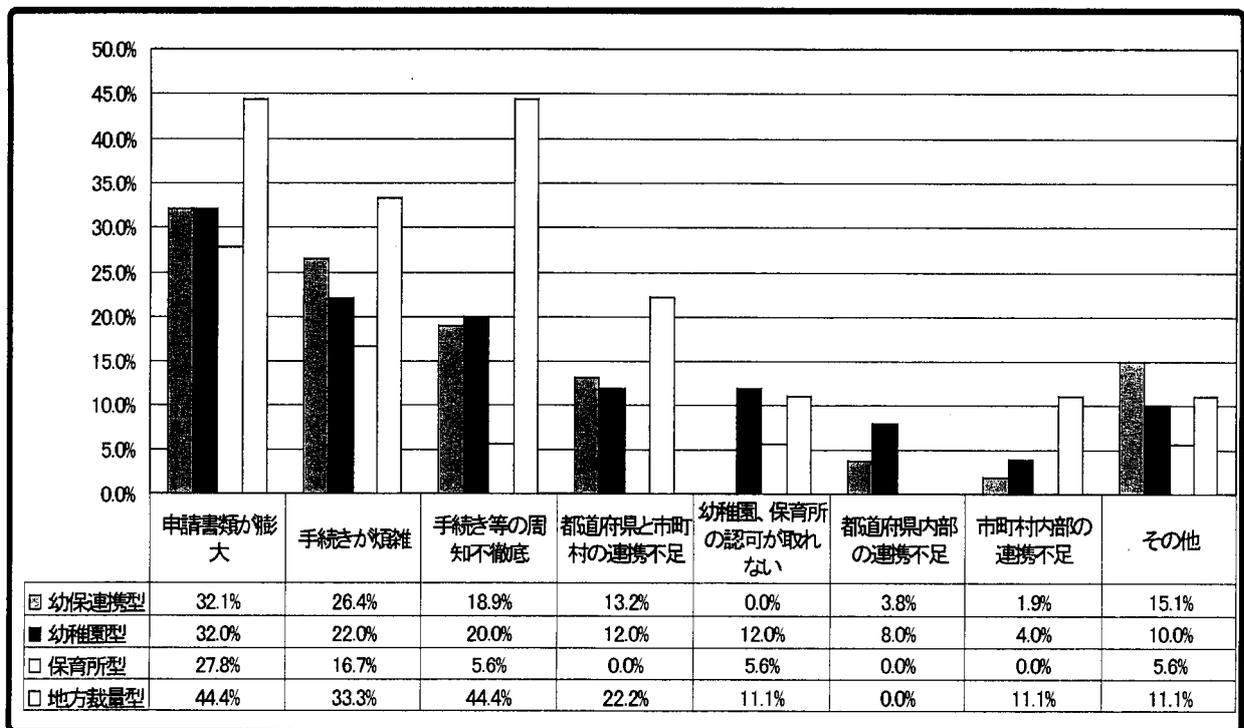
〈類型別〉



(問題があった場合の理由)



〈類型別〉

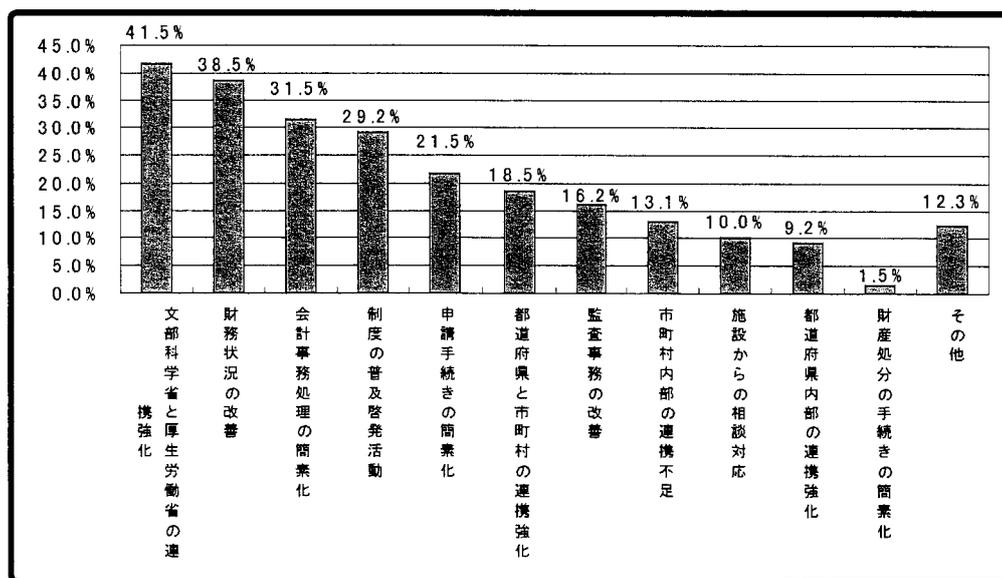


(5) 行政が取り組むべき課題について

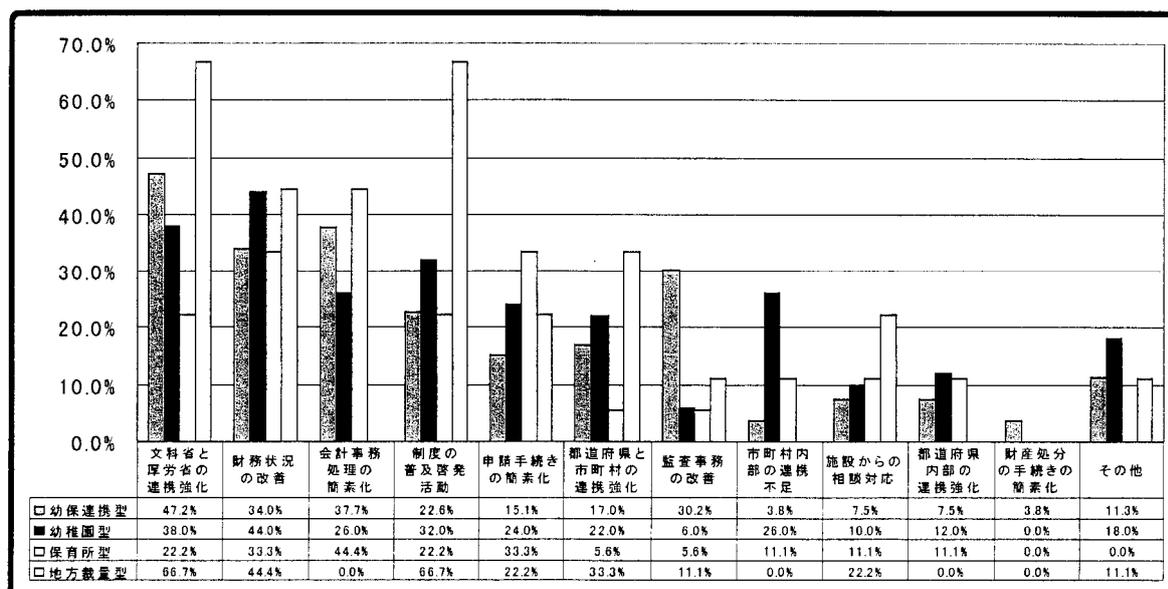
約4割の施設が、行政が取り組むべき課題として、「文科省と厚労省との連携強化」と答えている。

その他、「財務状況の改善」、「会計事務処理の簡素化」、「制度の普及啓発」などを挙げる施設も多い。

また、類型別に見ると、幼保連携型では「文科省と厚労省の連携強化」が、保育所型では「会計事務処理の簡素化」が、幼稚園型では「財務状況の改善」が、地方裁量型では「文科省と厚労省の連携強化」や「制度の普及啓発活動」がそれぞれ多く挙げられている。



〈類型別〉

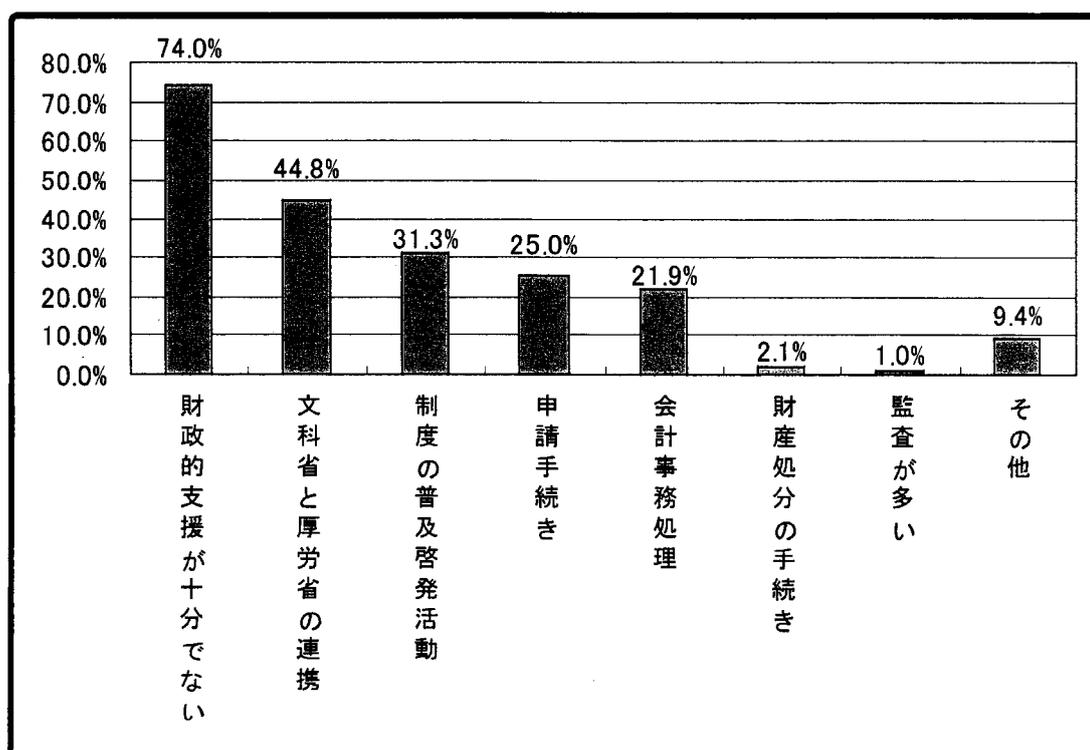


3 認定を受けた施設がある市町村に対する調査の結果について

- 認定を受けた施設がある市町村においては、国及び都道府県が取り組むべき課題としては「財政的支援」や、「文科省と厚労省の連携」、「制度の普及啓発活動」等を挙げている。
- 市町村自ら取り組むべき課題としては、「都道府県との連携」、「制度の普及啓発活動」等を挙げている。

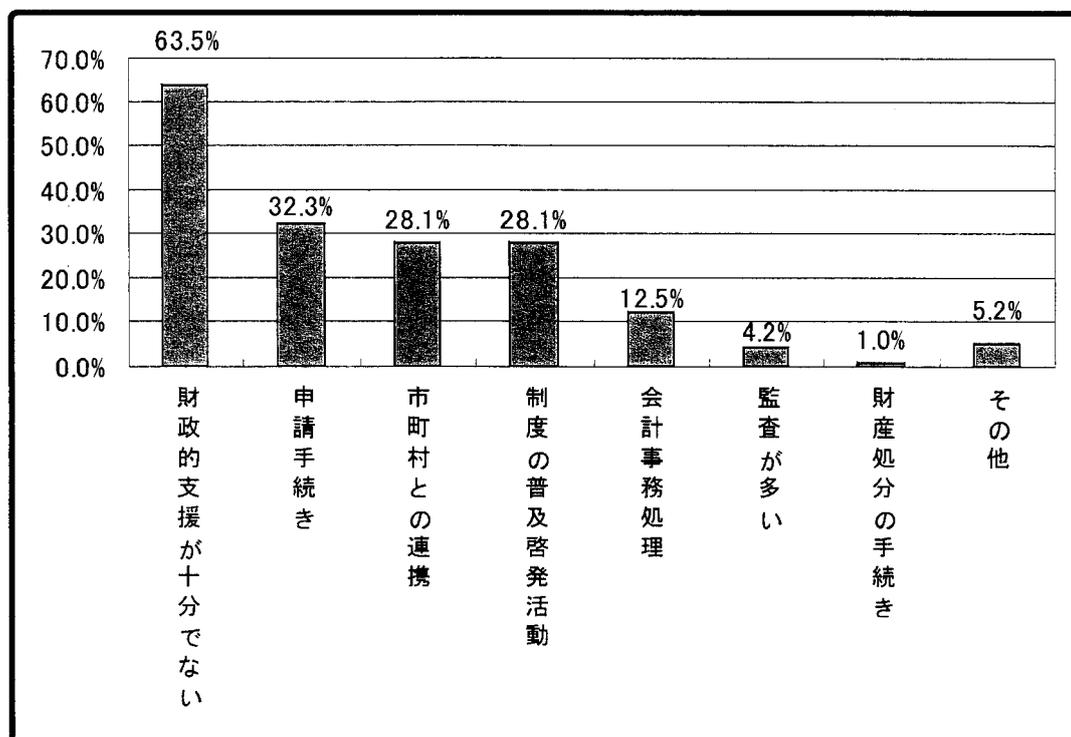
(1) 国として取り組むべき課題について

国が取り組むべき課題として、「財政的支援が十分ではない」との回答が最も多く、「文科省と厚労省の連携」、「制度の普及啓発活動」等の回答が続いている。



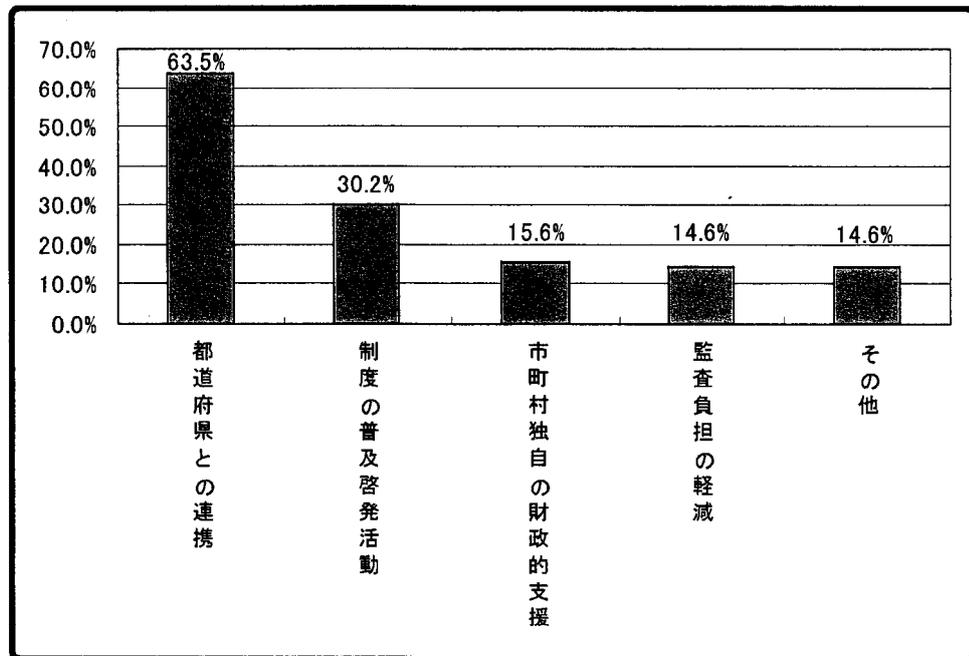
(2) 県として取り組むべき課題について

県が取り組むべき課題として、「財政的支援が十分ではない」との回答が最も多く、「申請手続き」、「市町村との連携」、「制度の普及啓発活動」等の回答が続いている。



(3) 市として取り組むべき課題について

6割以上の市町村が、市として取り組むべき課題について、「都道府県との連携」と答えており、「制度の普及啓発活動」、「市町村独自の財政的支援」等の回答が続いている。

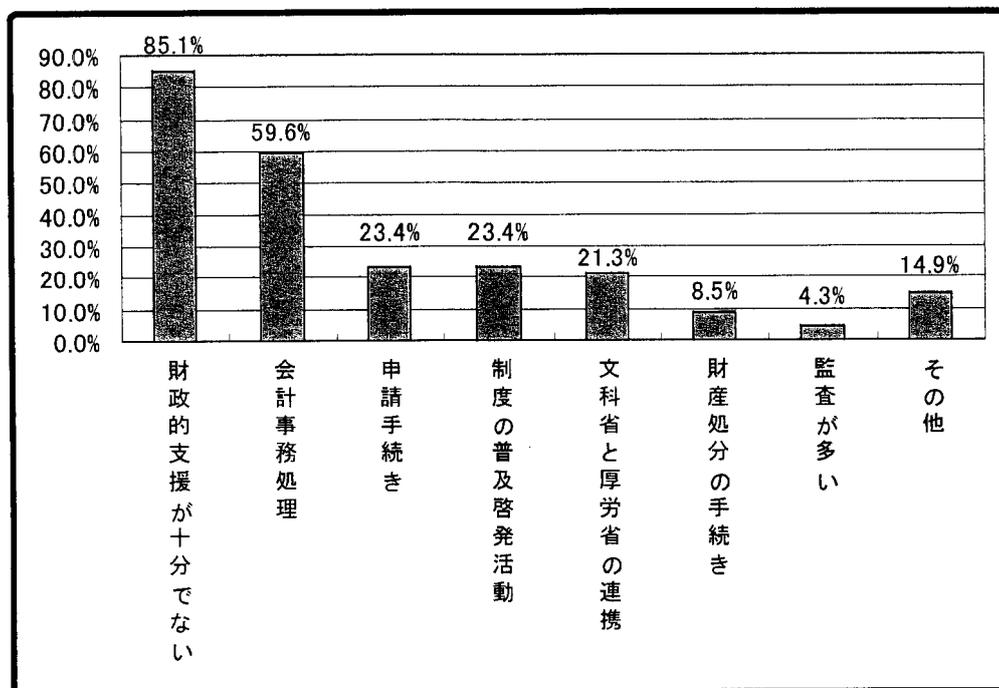


4 都道府県に係る調査の結果について

- 都道府県においては、国が取り組むべき課題としては「財政的支援」や「会計事務処理」等を挙げている。
- 都道府県自ら取り組むべき課題としては、市町村と同様に「市町村との連携」を挙げている。

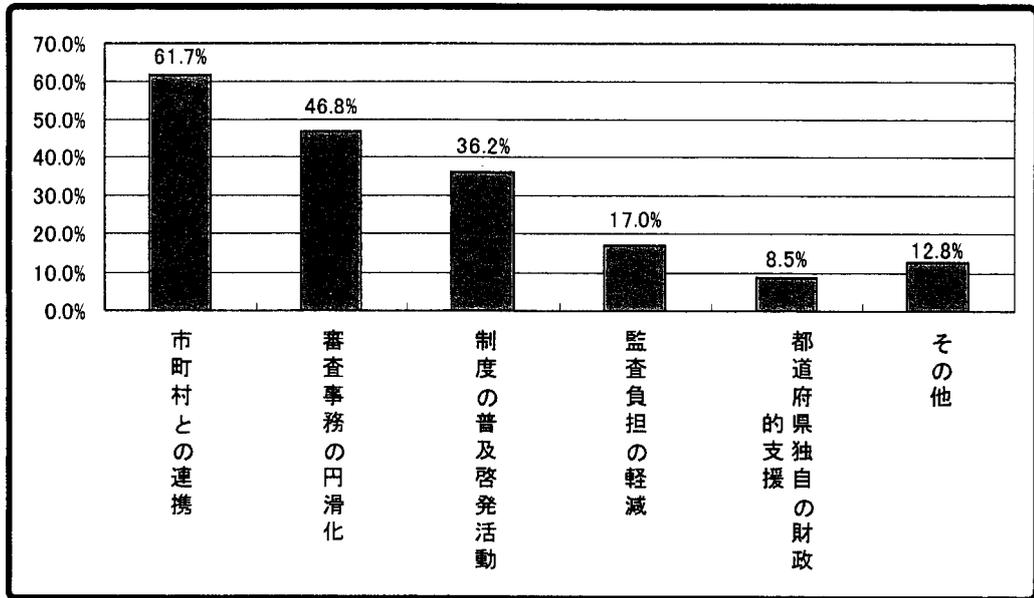
(1) 国として取り組むべき課題について

国が取り組むべき課題として、「財政的支援が十分でない」との回答が最も多く、「会計事務処理」、「申請手続き」、「制度の普及啓発活動」等の回答が続いている。



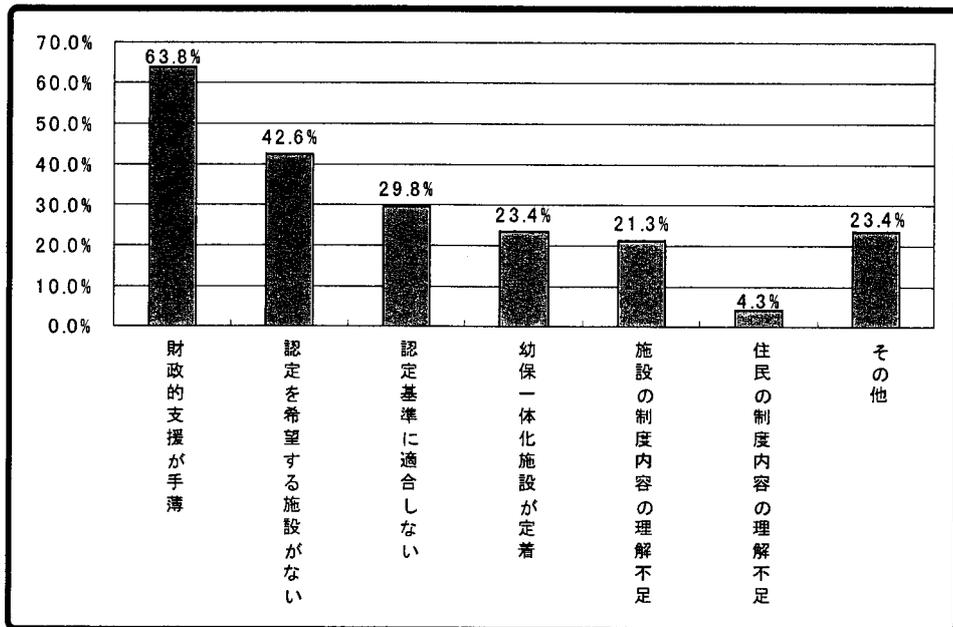
(2) 県として取り組むべき課題について

県として取り組むべき課題については、「市町村との連携」との回答が最も多く、「審査事務の円滑化」、「制度の普及啓発活動」等の回答が続いている。



(3) 認定が行われていない、あるいは認定・認定申請数が見込みよりも少ない理由について

「財政的支援が手薄」との回答が最も多く、「認定を希望する施設がない」、「認定基準に適合しない」等の回答が続いている。



報道発表

平成20年7月29日
 文部科学省・厚生労働省
 幼保連携推進室

「認定こども園の普及促進について」の公表について

文部科学省及び厚生労働省では、本年5月に両省合同の「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」を設置し、認定こども園の普及促進策や運用改善策など総合的な支援方策を講じることを目的に検討を進めてきました。

このたび、当該検討会における検討結果として、「認定こども園の普及促進について」を取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 検討会について

【設置要綱・構成員】別添1をご参照ください。

【開催実績】

- (第1回) 平成20年5月16日
- (第2回) 5月30日
- (第3回) 7月28日

2. 内容について

「認定こども園の普及促進について」本文については、別添2をご覧ください。

【主な内容】

- (1) こども交付金制度の創設等
- (2) 運用改善等
- (3) 認定こども園の制度改革の検討

(お問い合わせ)

文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室

【文部科学省初等中等教育局幼児教育課】

幼保連携推進専門官：森 昭一郎

認定こども園企画係：岩間 久美子

電話：03-6734-3136 (直通)

03-5253-4111 (内線3136)

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】

課長 補佐：伊藤 経人

認定こども園指導係：乃村 久代・戒脇 伸晃

電話：03-3595-2542 (直通)

03-5253-1111 (内線7920)

認定こども園制度の普及促進等に関する検討会の設置について

文部科学省初等中等教育局長・
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長決定

1. 趣旨

認定こども園については、平成18年10月の制度創設以来、認定件数を着実に伸ばしつつあるものの、制度が十分に活用されているとは言い難い。また、制度創設から1年が経過し、徐々に、地方公共団体や施設等現場における運用上の課題が明らかになってきている。

このため、文部科学省と厚生労働省とが緊密な連携を取りながら、本制度の推進方策を早急に検討し、具体的な普及促進策や運用改善策など総合的な支援方策を講じることを目的として、両省合同の検討会を設置することとする。

2. 主な検討項目

下記に掲げる検討項目を中心に、認定こども園に対する支援について本年夏頃を目途に検討を行うこととする。

- ・ 地方公共団体、施設、利用者の認定こども園制度に対する理解が深まり、こども園の認定が促進され、また、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発策
- ・ 地方公共団体、施設など現場関係者が使いやすい制度となるような運用改善策
- ・ 上記のほか、認定こども園制度の推進に資するような各種方策 など

3. 検討体制

検討体制については、①両局長をトップとした「検討会」、②その検討会の下に両省の実務担当者レベルの「作業グループ」を設置する。「検討会」及び「作業グループ」の構成員は別紙に掲げる者とする。

4. その他

標記検討の庶務は、検討事項に関係する両省局課の協力を得ながら、文部科学省初等中等教育局幼児教育課と厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が交代で処理する。

「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」構成員

〔検討会〕

文部科学省 初等中等教育局長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長
文部科学省 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）
文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課長
文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課長
文部科学省 初等中等教育局 幼保連携推進室長
厚生労働省 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当）
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 幼保連携推進室長

〔作業グループ〕

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課長
文部科学省 初等中等教育局 幼保連携推進室長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 幼保連携推進室長
文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室 室員

※ このほか、検討事項の内容により、必要に応じて、当該検討事項に係る
両省所管課の参加を得ることとする。